

令和 6 年度版

岐阜県立高山工業高等学校

危機管理マニュアル



令和 6 年 4 月改訂版

	保健安全部	教 頭	校 長
最終確認日	月 日	月 日	月 日

目 次

危機管理の基本方針	1
マニュアルの見直しと改善	1
地域、学校、学区の現状	2
校内救急体制	3
学校災害対策の組織及び役割分担	4
職員緊急連絡網〔災害対策本部対応〕	5
校内自衛防火消防隊編成表	6
秀岳寮自衛防火隊編成表	7
犯罪被害防止対策	8
不審者対応マニュアル	11
熱中症対策マニュアル	12
緊急時対応チェックマニュアル	13
登下校における災害時避難場所	14
非常変災時対策要項	
・非常変災時の対応マニュアル（警戒等発令時）	15
・生徒下校時の対応（警戒等解除後）	16
・土砂災害時の対応マニュアル（土砂災害警戒情報発令時）	17
・雪害時の対応マニュアル（警報等発令時）	19
・生徒下校時の対応（警報等発令時）	20
・竜巻発生時の対応マニュアル	21
（1）生徒在校時	19
（2）生徒登下校時	22
（3）生徒校外行事時	23
・災害時避難経路	
（1）1学年	24
（2）2学年	25
（3）3学年	26
・生徒帰宅チェック表（作成例）	27
・警報・注意報発表基準一覧表	27
・非常変災等発生時情報収集	28

弾道ミサイル発射時対策要項

- ・ Jアラートによる情報伝達時の対応マニュアル（登下校時） . . . 29
- ・ 〃 （在校時） 29
- ・ 〃 （校外活動時） 30

地震対策要項

- ・ 南海トラフ応急対策要員動員計画 30
- ・ 直下型応急対策要員動員計画 32
- ・ 地震災害発生時の対策マニュアル 33
- ・ 「緊急地震速報」の受信 34
- ・ 地震災害発生が登下校時 34
 - ・ 〃 在校時 35
 - ・ 〃 校外活動時（部活動） 37
 - ・ 〃 夜間・休日（寄宿舍） 37
- ・ 地震対策チェックリスト 38
 - 平常時 38
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表 39
 - 地震発生時 39
 - 応急復旧時 40

校舎火災時対策要項

- ・ 校舎火災時の対応マニュアル 40
- ・ 消防署 通報マニュアル 42
- ・ 災害用伝言ダイヤルの利用方法 42

浸水防災対策 43

備蓄品（保存食等）の一覧表 44

防災グッズの一覧表 45

教職員研修 46

安否確認 47

災害用生徒安否確認様式 49

生徒の保護者への引き渡し 50

非常変災時における帰宅用のJR及びバス時刻表 51

生徒地区別一覧 52

報道機関対応マニュアル 53

危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

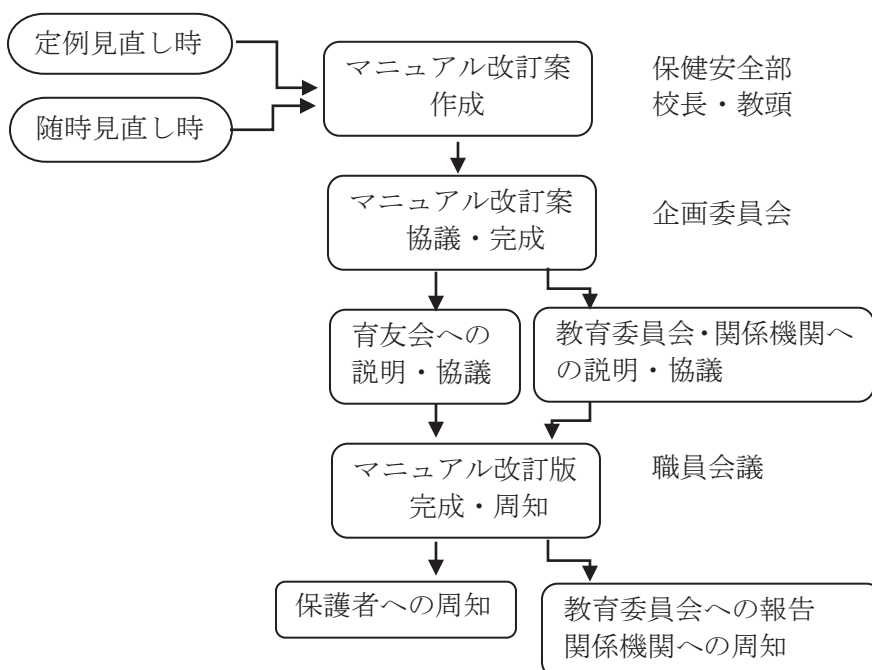
本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none">・毎年度当初、及び人事異動があったとき・各種訓練・研修等を実施した後・学校保健安全委員会において関係機関と協議したとき
随時見直し	<ul style="list-style-type: none">・高山市の地域防災計画(一般対策、地震対策、火山対策)国民保護計画など関係機関の関連 計画・マニュアル等の改訂があったとき・各種ハザードマップの改訂、近隣における事故や犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき・他校の情報、その他マニュアルの見直しなど改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、中央には宮川が流れている。周囲を長野、富山、福井、石川の4県と接しており、地形は東西に約81km、南北に約55km広がり面積は東京とほぼ同じ2177.67km²と日本一広大な市であり、海拔573mである。面積の92.1%を森林が占められ、山や川、溪谷、峠などが多く標高差も2000mを超える地形的にも大きな変化に富んでいる。北東部に北アルプス(飛騨山脈)を擁し、高原川・宮川が北へ流れ神通川水系に、南部は御嶽を擁し飛騨川が北から南へ流れて木曾川水系に流れその源流となっている。

また、中央圏と北陸圏を結ぶJR東海高山線及び国道41号が市を南北に貫き、東西の松本、福井を結ぶ国道158号と市内で交差している。また東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進んでおり、市街地から高速自動車道へのアクセスも可能となってきている。

(2) 地域の災害履歴

高山市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

・地震災害

年月日	被害地域	害状況等
令和6年 1月1日	能登半島地震	マグニチュード7.6 震度7 高山市の震度は市内4、上宝町5弱

・風水害・土砂災害

年月日	被害状況等	害状況等
令和2年7月	市内一円	令和2年7月豪雨 24時間降水量 観測開始以来最高を観測した観測所 ・宮之前 309.0ミリ・船山 275.0ミリ ・丹生川 198.5ミリ 人的被害なし 住家73棟、道路・橋梁・河川338箇所、水道断水371戸

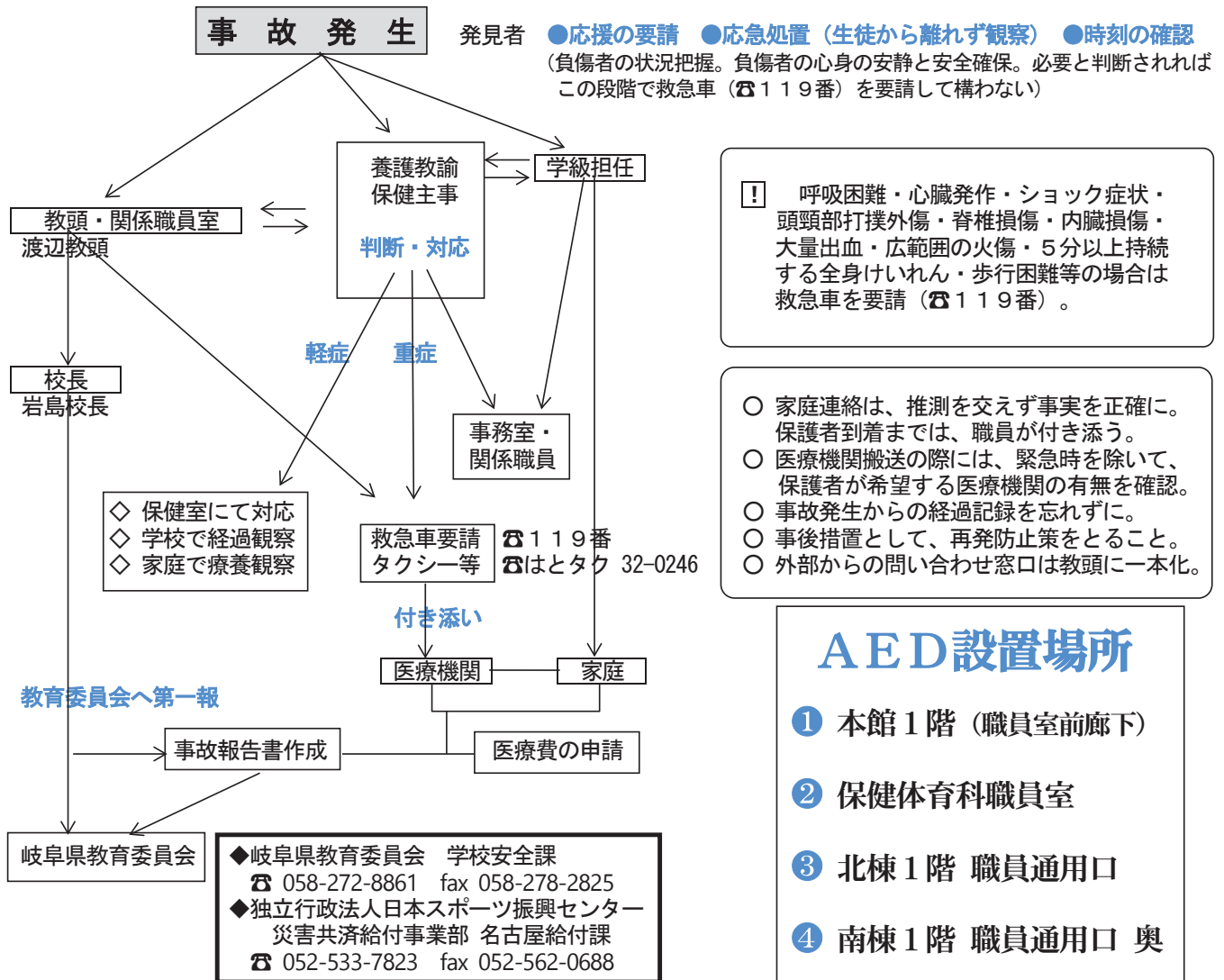
・雪害

年月日	被害状況等	害状況等
平26年12月	市内一円	平成26年12月17日からの豪雪 停電約15000件、断水90件、家屋被害一部損壊72棟 住宅以外の建物59棟



令和6年度 校内救急体制

岐阜県立高山工業高等学校
高山市千鳥町291番地
☎0577-32-0418



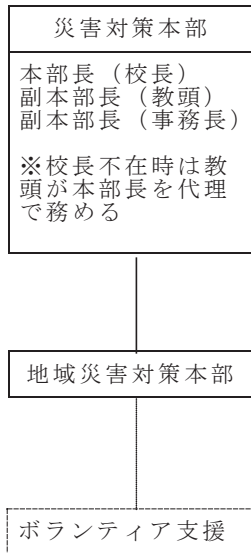
医療機関 学校医 高1担当 堀部永俊 Dr（循環器） ・ 高2担当 逢坂由昭 Dr（外内肛消） ・ 高3担当 田中渉 Dr（泌尿器）

名称	☎	診療科等	名称	☎	診療科等
高山赤十字病院（天満町）	32-1111	17時～夜間（救急）外来	清水医院（学校グラウンド前）	34-3600	内・アレル●水曜後休診
久美愛厚生病院（中切町）	32-1115	17時～夜間（救急）外来	高井整形外科眼科（市役所裏通り）	35-0580	●整月午後水休・眼月水の午後休
学 校 医	たかだクリニック（市図書館横）	循環・脳外・内科●水曜後休	あらたに整形外科内科（冬頭町）	34-9825	●水曜午後休診
	おおさかクリニック（昭和町1）	外内肛消 ●水曜午後休診	ひだ高山整形外科（岡本町アスモの近く）	36-7711	●当日受付10時半まで
	田中醫院（高山陣屋横）	泌尿器科 ●木曜午後休診	光華眼科（グリーンH前の信号曲る）	32-3711	●水休。第1土曜日も休。
	工藤歯科医院（市役所裏）	工藤隆博Dr●水曜午後往診	フレスポ飛騨高山歯科（フレスポ内）	35-6480	●水休/土日祝OK/-20時
わに薬局駅西店（折茂医院隣り）	33-0082	和仁泰彦 学校薬剤師	竹内歯科（ピュアまでの途中にあり近い）	35-1023	●基本、水曜午後は休診
産薬園 えんやクリニック（真光向かい）	36-3353	消化器・内科●水曜後休	加藤耳鼻咽喉科医院（ピュアの近く）	33-8721	●水曜午後休診
宮田整形外科（天満町/最も近い）	32-9977	●全平日、5時半まで受付	おおのま歯科クリニック（北小の近く）	35-5068	●平日午後全可だが確認
河野ファミリークリニック（市役所裏）	32-1207	内外肛●月曜-7/木曜後休	玉舎（たまや）クリニック（古川町 若宮）	73-7676	整形・内●木曜午後休診
むとうクリニック（本町通直進左側）	37-0500	外・消・内●木曜後休診	なかしまクリニック（レビット少し手前右）	62-8988	皮・アレ●予約・水曜後休
折茂医院（昭和町レガミビだ）	34-5025	外・皮・消・内●木曜後休	しおたに皮膚科（北小の近く）	36-5050	●木曜午後休診
ひさかね医院（飛信松泰寺店 セルフGS前）	35-4788	内科・神経内科●火曜後休	山崎眼科（石浦スーパーさとの交差点を右）	35-5011	●水曜午後休診
のりくらファミリー眼科（大新町）	62-8201	●火曜は手術日。木曜は午後休診。第24土曜は終日休診。第135土曜は基本午後4時半まで診療ありだが、要確認			
おおはし耳鼻咽喉科（岡本町）	32-8733	●火曜は予約再診日のため不可。木曜は終日休診。まずは電話で、受診可能か確認してから行くようにしましょう			



令和6年度 学校災害対策の組織及び役割分担

岐阜県立高山工業高等学校



総務班	主担当	災害発生時	平常時
	教頭 事務長 事務主任 事務部 事務部	<ul style="list-style-type: none"> ○学校防災マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請 ○すべての生徒等に状況の把握 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集 ○警察・消防機関等への通報 ○災害・気象警報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の情報収集 ○放送設備の整備 ○学校防災マニュアルの確認

避難誘導班	主担当	災害発生時	平常時
	生徒支援部 (部長) 学年部A (正担任)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類・程度に応じて的確な指示 ○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡 ○避難経路や安全な経路により生徒等の誘導・安全確保 ○集合場所・クラス単位に生徒等を整列させ、人員点呼 ○点呼の結果を本部に報告 ○負傷者の行方不明者を本部に報告 ○生徒等の下校指導 ○保護者との連絡・情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路、避難場所の確認 ○人員点呼の確認方法の確認 ○保護者・生徒との連絡網の確認

救護・保護班	主担当	災害発生時	平常時
	保健安全部 生徒支援部 (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等の被災者の救護 ○負傷者の応急手当 ○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じて生徒等の援を要請 ○生徒等の身体等を確保し、配慮を要する生徒の保護と指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療品、救護用品(担架・毛布)等の点検

消火・施設等点検・巡視班	主担当	災害発生時	平常時
	保健安全部 (安全防災) 生徒支援A 学年部B (副担任) 地区担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○火災発生場所を確認し、状況報告 ○小規模な火災の初期消火 ○常に複数で行動 ○逃げ遅れた生徒等の発見救護 ○危険箇所の確認と措置 ○立入禁止措置等の危険回避対応 ○施設・通学路・交通機関等の被害状況の把握 ○非常持出品を搬出 ○避難者開放施設の安全点検・解錠 ○危険物、薬品等の確認と措置対応 ○帰宅経路での立哨指導による安全確認 ○遠方地区の生徒居住地域の安全確認 ○学校待機時の非常用備蓄品の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火栓・消火器の点検(校内自衛防火消防隊編成表による) ○ガス元栓、危険物、薬品等の確認 ○ハンドマイク等備品確認 ○非常持出品の確認 ○ハザードマップ等による通学路の危険箇所を把握確認 ○備蓄品の管理確認

警備班	主担当	災害発生時	平常時
	生徒支援B 学年部A (正担任)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校出入口での避難者等の誘導 ○待機生徒の保護者への引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の把握

搬出班	主担当	災害発生時	平常時
	教務部 進路支援部	<ul style="list-style-type: none"> ○重要書類等の搬出・保管 ・職印・学校沿革史書類等 ・卒業生台帳・指導要録 	<ul style="list-style-type: none"> ○書類等の搬出や方法の確認

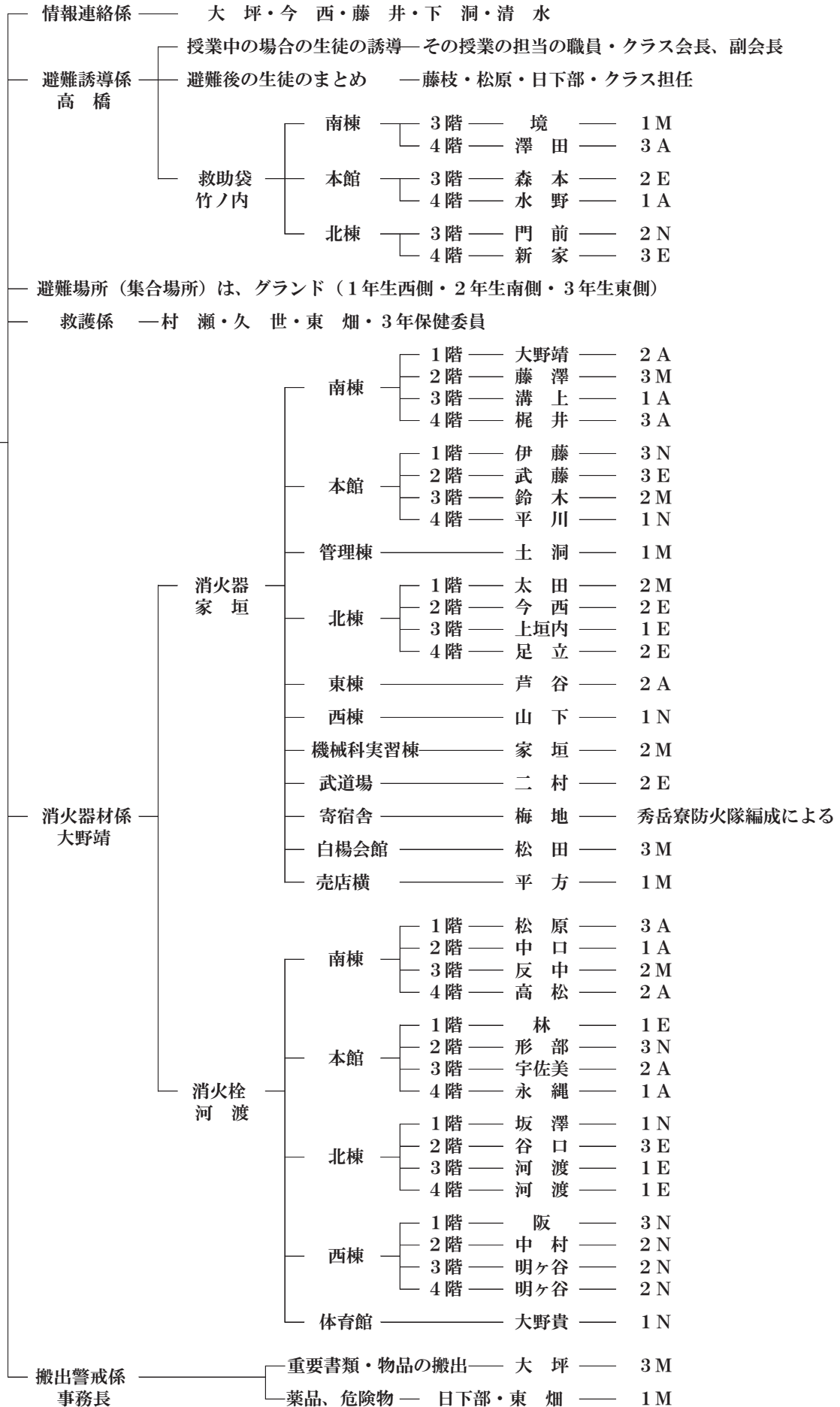
避難所支援班	主担当	災害発生時	平常時
	教頭 事務長 事務主任 事務部	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村災害対策本部の要請を受け、校長の指示により避難所支援に従事 ○避難者の受入れ ○避難所設営の支援 ○避難者を確認し、本部に報告 ○自家発電及び地下水の使用確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家発電及び地下水の使用確認点検 ○施設の安全点検



令和6年度 校内自衛防火消防隊編成表

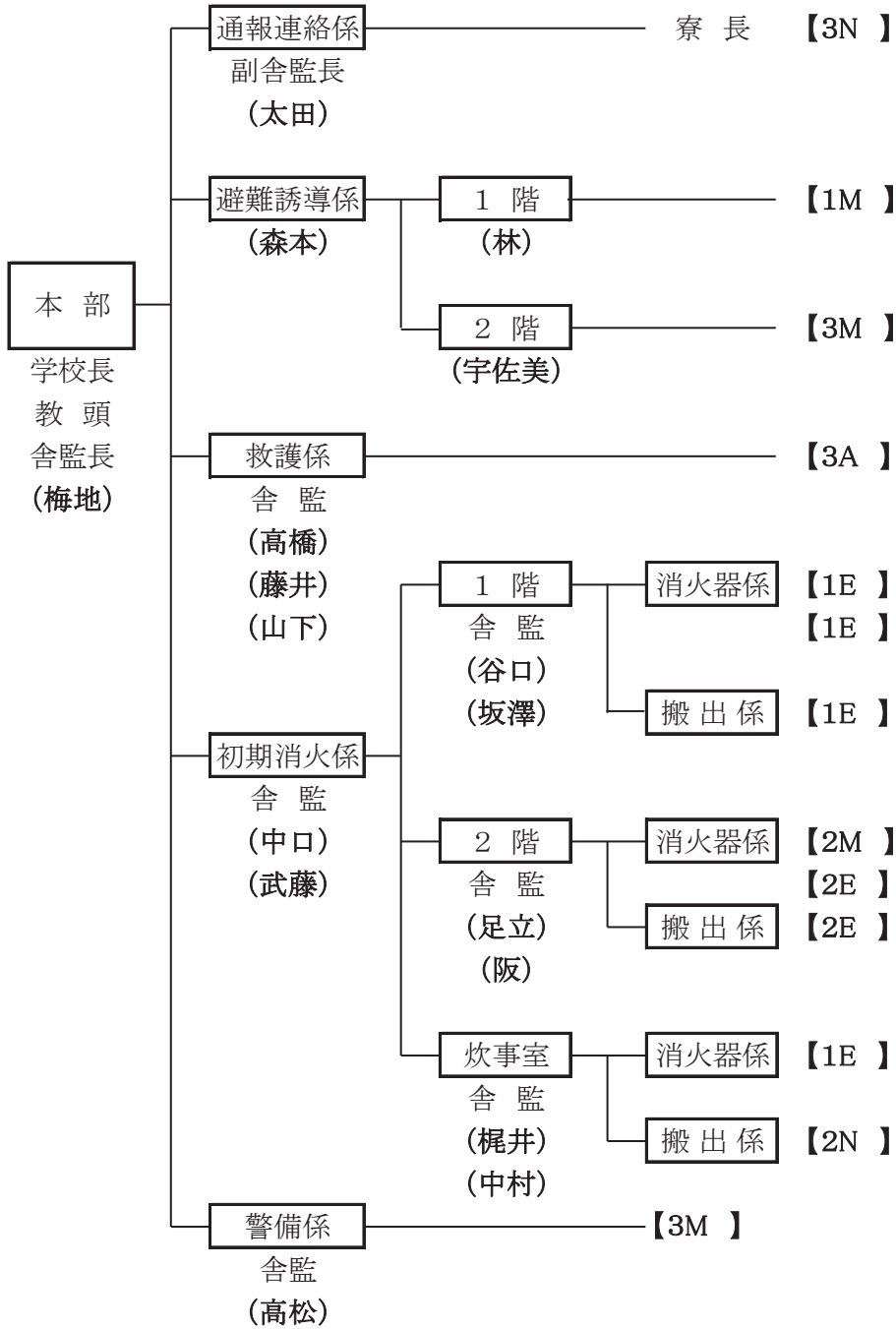
岐阜県立高山工業高等学校

本 部
 隊長
 学校長
 副隊長
 教頭
 事務長
 教務主任
 学年主任
 部科長



令和6年度 秀岳寮 自衛防火隊編成表

岐阜県立高山工業高等学校



犯罪被害防止対策

不審者侵入の防止

階 段	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理、校門利用箇所及び利用時間の指定、来校者向け案内
B 校門から校舎への入り口まで	来校者への校舎の入り口や受付への案内・誘導・指示、駐車場所の指示、校舎出入口通路防犯カメラ
C 校舎への入り口	入り口や受付の指定・明示、受付での来校者の確認、識別名札の着用

犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登校時間の遵守を生徒に徹底される。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時30分～8時25分	<ul style="list-style-type: none">生徒は正門及び北門又は匠龍門から登校する。正門は本館管理当番が7時30分に開門する。北門は北棟管理当番が7時30分に開門し、8時25分に登校指導担当者が閉門する。匠龍門は南棟管理当番が7時30分に開門し、8時25分に閉門する。生徒は遅刻した場合、正門から登校する。	・常に正門から出入りする。
授業中	<ul style="list-style-type: none">生徒及び職員ともに正門を使って出入りする。	
下校時間	<ul style="list-style-type: none">北門は北棟管理当番が15時30分に開門する。	
放課後	<ul style="list-style-type: none">本館最終勤務者が正門及び北門を閉門する。南棟最終勤務者が匠龍門を閉門する。	

(2) 来校者の管理

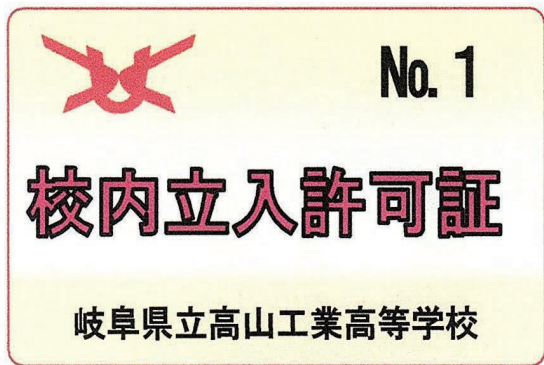
校長は、全職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、正門及び北門及び匠龍門に「来校者の方は正門から入り事務室（受付）へおいでください」の案内を提示する。
- 来校者の予定がある場合は、事務室設置の来校者予定表に記入。又は事務職員に口頭又はメールで伝える。
- 事務室受付にて、一般来校者及び保護者には来校受付名簿に記入を求める。
- 一般来校者及び保護者には、吊り下げ識別名札を1人1つ配付し、提示するよう求める。
- 職員は、学校管理の立場にあるという心構えを持って、来校者とのすれ違い時には名札を確認し、積極的に挨拶と声掛けをするよう心掛ける。

(3) 校内の巡視

通常授業日は毎日始業前・授業中・昼の休み時間帯に生徒支援部を中心に巡視当番職員を決め巡視を行う。

来校者用吊り下げ名札



来校者予定表様式

来 校 予 定 者 簿

月 日	来校予定時間	企 業 名 等	氏 名	目 的
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）
/	時 分ごろ			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）

来校者受付表様式

来 校 者 の 受 付 記 録 簿

*お手数をおかけしますが、記録簿にご記入ください。

月 日	時 間		企 業 名 等	氏 名	目 的	名札番号
	受付時間	返却時間				
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	
/	時 分～	時 分			求人・面談・工事・調査・販売・その他（ ）	

不審者対応マニュアル

関係者以外の学校への立ち入り



不審者かどうか

チェック1

正当な理由あり

正当な理由なし

受付に案内する

- (1) 来校者として不自然なことがないか。
 - ・ 来校者の名札を携帯しているか。
 - ・ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
 - ・ 凶器や不審物を持っていないか。
- (2) 声を掛けて、用件をたずねる。
 - ・ 用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・ 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ・ 保護者なら、生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。
- (3) 正当な理由があっても、名札等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

退去を求める

- (1) 他の教職員に連絡して協力を求める。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
- (3) 退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。
- (4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。

退去した

不審者情報の共有

退去しない

通報する

- (1) 校内内線一斉放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。
- (2) 立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
- (4) 生徒等を避難させるかどうかを判断する。

生徒の安全を守る

組織的対応

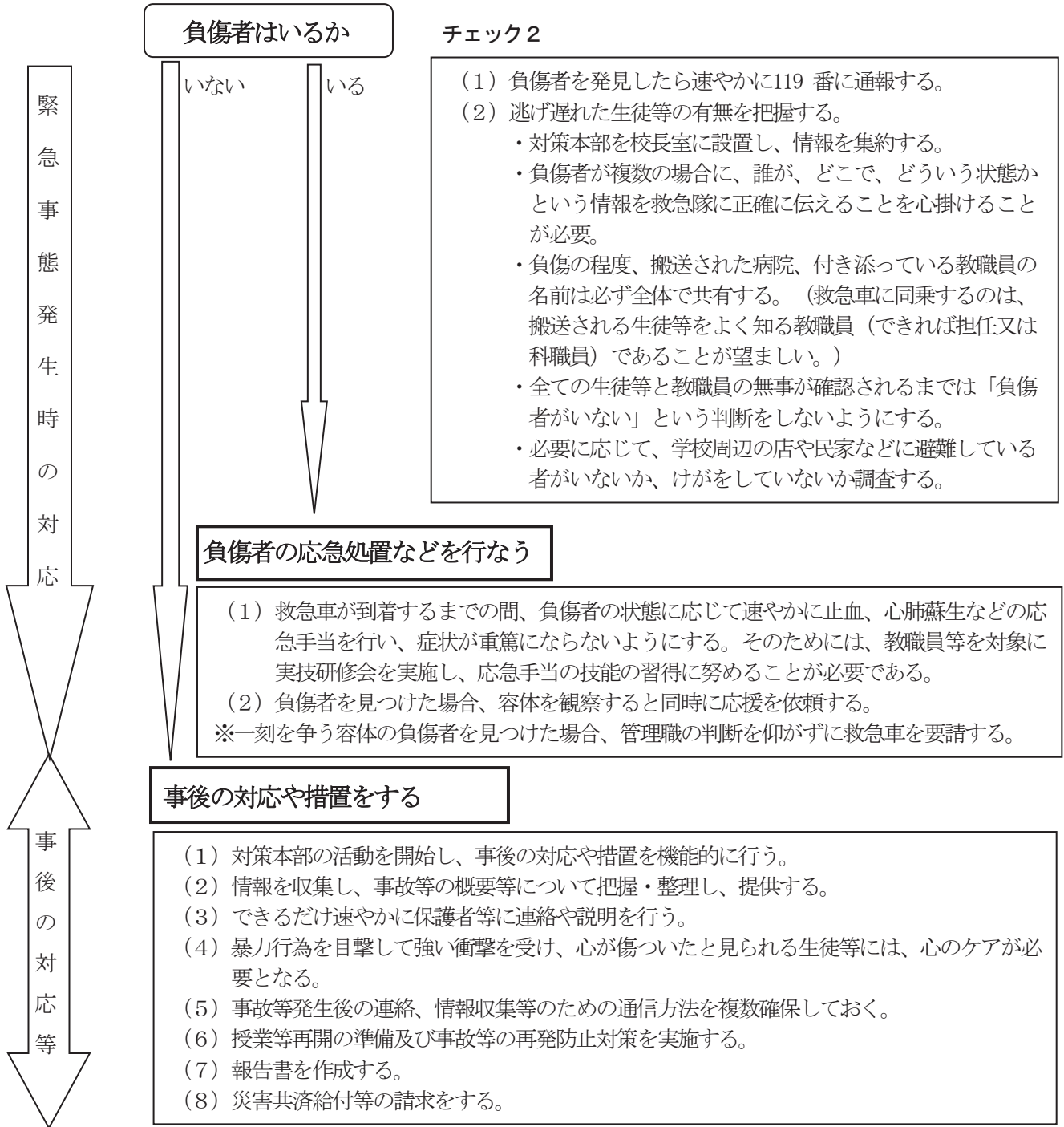
- ・ 防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
- ・ 移動阻止
- ・ 全校への周知と生徒の掌握
- ・ 避難誘導
- ・ 教職員の役割分担と連携
- ・ 警察による保護・逮捕

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、近隣の学校等への情報提供をする。

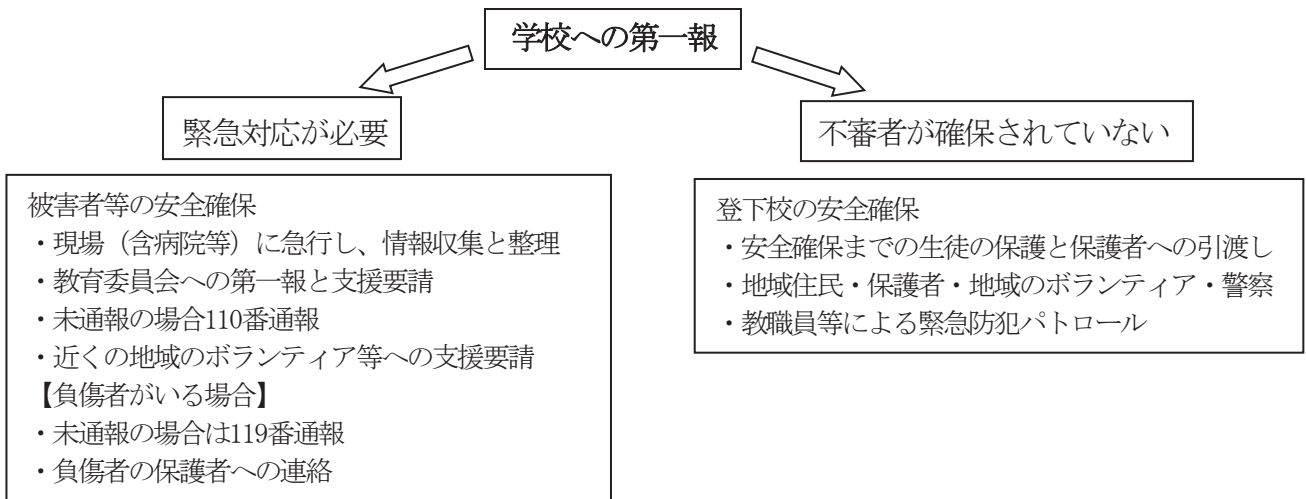
初めての対応

緊急事態発生時の対応

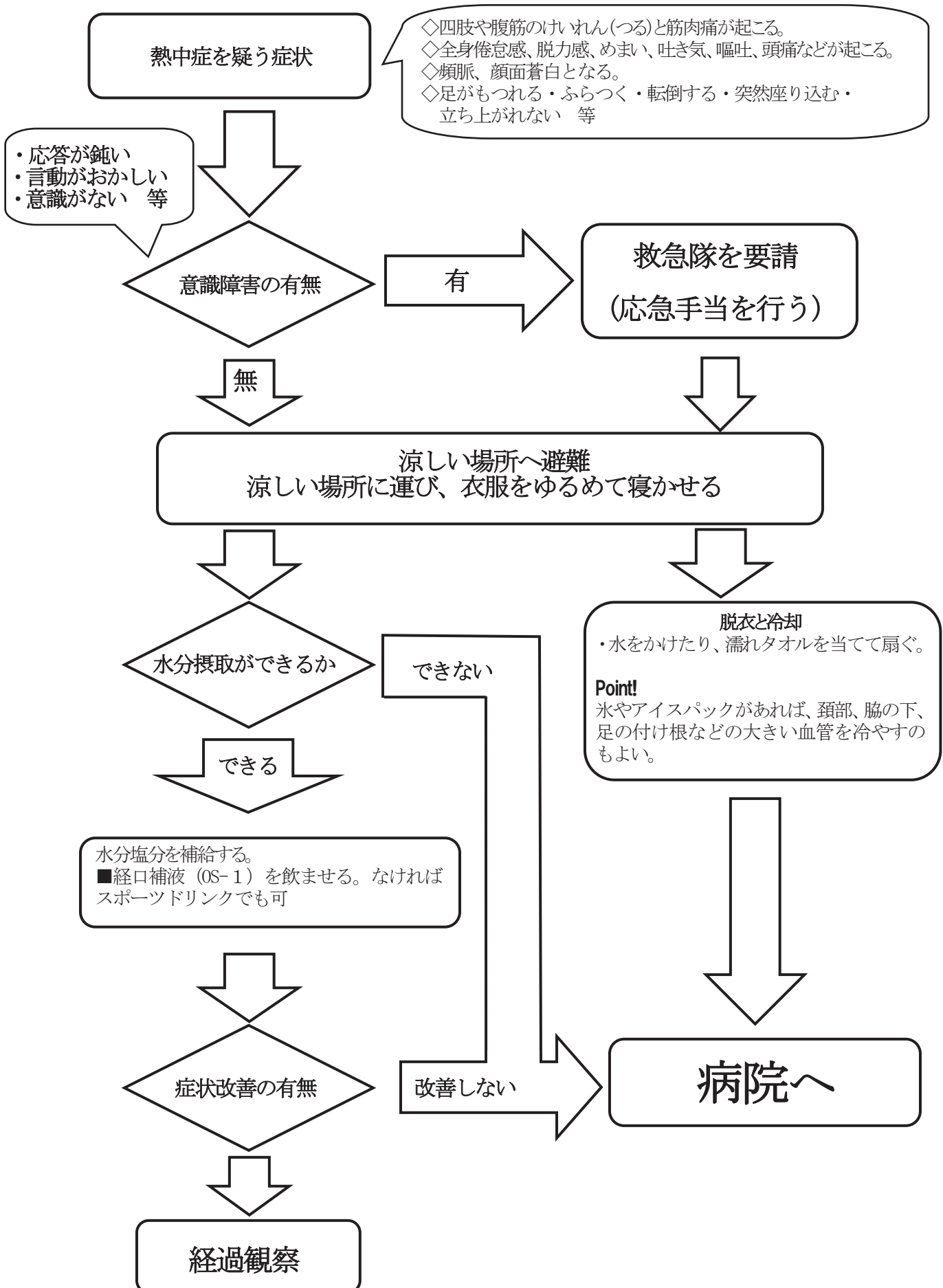




登下校時の緊急事態への対応



熱中症対策マニュアル



緊急時対応チェックマニュアル

チェック項目	具体的なチェック内容	チェック
体制の確立	○通報と同時に緊急連絡網で連絡がとれたか	
	○通報と同時に全職員が非常体制に入ったか	
現場における被害者の救護	○職員による応急措置等は適切か	
	○職員の手に負えない場合、医療機関等の応援を得ているか	
被害状況の確認	○管理責任者が即応しているか	
	○被害（被害者）の状況の確認が行われているか	
現場における2次災害の回避	○危険箇所に立入ができないよう措置が講じられているか (ロープ等、監視員の配置)	
	○被害拡大の可能性について把握しているか	
	○修繕の緊急度を把握しているか(手配されたか)	
警察・救急時の出動要請	○被害状況を確認の上、必要に応じ警察・救急への出動要請を行っているか	
	○電力、ガス、関係委託業者への連絡が適切に行われているか	
被害者の確認	○被害者の搬送先の確認が行われているか	
	○被害者の身元(連絡先)の確認が行われているか	
	○被害者の家族への連絡が行われているか	
県、校長への連絡	○校長への連絡が迅速に行われたか	
	○県教育委員会への連絡が迅速に行われたか	
被害者へのお見舞い	○責任者が誠意を持って迅速にお見舞いに出向いたか	
被害の公表	○被害状況等について、迅速に公表し説明責任を果たしているか	
責任分担の確認 (委託点検業者等)	○被害状況に照らし委託業者・施工者に責任はないか	
被害者への謝罪・救済措置(学校に責任がある場合)	○県(学校)に法的な責任がある場合、責任者が誠意を持って迅速に被害者に謝罪しているか	

登下校における災害時の避難場所

(高山市関係分)

高山工業高校 保健安全部

種別	NO.	地域	NO.	地区	施設名	所在地	使用室名	地震
避難	01	01高山	01	01東	東小学校	松之木町 2962-1	教室、体育館	○
避難	02	01高山	02	01東	東山中学校	松之木町 262	教室、体育館	○
避難	03	01高山	03	01東	城山保育園	堀端町94	保育室	○
避難	04	01高山	04	01東	煥草館	馬場町2丁目115	ホール、学習室	○
避難	05	01高山	01	02西	西小学校	総和町2丁目18-1	教室、体育館	○
避難	06	01高山	02	02西	北保育園	八幡町100-1	保育室	○
避難	07	01高山	03	02西	市庁舎地下市民ホール	花岡町2丁目18	ホール	○
避難	08	01高山	04	02西	総合福祉センター	昭和町1丁目68-1	会議室他	○
避難	09	01高山	01	03南	南小学校	岡本町1丁目 18	教室、体育館	○
避難	10	01高山	02	03南	松倉中学校	上岡本町4丁目119	教室、体育館	○
避難	11	01高山	03	03南	岡本保育園	岡本町3丁目53-10	保育室	○
避難	12	01高山	04	03南	西保育園	名田町5丁目56	保育室	○
避難	13	01高山	05	03南	地場産業振興センター	天満町5丁目1-25	会議室	○
避難	14	01高山	06	03南	市民文化会館	昭和町1-188-1	集会室	○
避難	15	01高山	01	04北	飛騨高山高校山田校舎	山田町711	集会室	○
避難	16	01高山	02	04北	北小学校	桐生町2丁目 21	教室、体育館	○
避難	17	01高山	03	04北	山中中学校	下岡本町 2663	教室、体育館	○
避難	18	01高山	04	04北	斐太高校	三福寺町736	教室、体育館	○
避難	19	01高山	05	04北	飛騨高山高校岡本校舎	下岡本町2000-30	教室、体育館	○
避難	20	01高山	06	04北	飛騨高山ビックアリーナ	中山町600	メインアリーナ他	○
避難	21	01高山	07	04北	JAひだ農業管理センター	冬頭町1	会議室	○
避難	22	01高山	08	04北	高山市公設地方卸売市場管理事務所	問屋町6	管理事務所	×
避難	23	01高山	01	05山王	山王小学校	片野町6丁目 400	教室、体育館	○
避難	24	01高山	02	05山王	日枝中学校	森下町1丁目200-1	教室、体育館	○
避難	25	01高山	03	05山王	山王保育園	森下町1丁目401	保育室	○
避難	26	01高山	04	05山王	高山幼稚園	片野町2丁目279	保育室	×
避難	27	01高山	05	05山王	龍華保育園	石浦町7丁目345	保育室	○
避難	28	01高山	01	06江名子	江名子小学校	江名子町 2838	教室、体育館	○
避難	29	01高山	01	07新宮	新宮小学校	新宮町 2635-2	教室、体育館	○
避難	30	01高山	02	07新宮	県立木工芸術スクール	匠ヶ丘町1-123	体育館	×
避難	31	01高山	03	07新宮	高山西高校	下林町353	教室、体育館	○
避難	32	01高山	01	08三枝	三枝小学校	中切町 715	教室、体育館	○
避難	33	01高山	02	08三枝	三枝保育園	中切町 500-2	保育室	○
避難	34	01高山	01	10岩滝	岩滝小学校	滝町 220	教室、体育館	○
避難	35	01高山	01	11花里	花里小学校	花里町1丁目 54	教室、体育館	○
避難	36	01高山	02	11花里	高山工業高等学校	千島町291	教室、体育館	○
避難	37	01高山	03	11花里	南保育園	西之一色町1丁目31	保育室	○
避難	38	01高山	04	11花里	飛騨・世界生活文化センター	千島町900-1	コンソートホール	○

非常変災時対策要項

非常変災時の対応マニュアル（警報等発令時）

	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
登校前	<p>学校に災害対策本部設置 ：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へ情報連絡（職員緊急連絡網） ・校内外の点検 ・県教委へ授業開始及び被害状況の報告 <p>○災害対策本部は気象状況を把握（テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集）</p> <p>○出勤することにより生命の危険があると判断された場合、学校に連絡した上で自宅待機し、出勤が可能になれば、速やかに出勤</p> <p>○生徒等、保護者からの電話等に対応できるよう、早朝から出勤できる教職員が学校で待機</p> <p>○バスや電車を利用して通学している生徒及び、公共交通機関の運行状況の把握</p> <p>○登校している生徒の所在を速やかに把握し、学校待機するよう指示</p> <p>○生徒、生徒の家庭の被害状況調査（すぐーるで調査を行う）</p> <p>○通学路の安全状況等について、保護者や関係者等に確認（p27の「防災関係機関連絡先一覧」を参照）</p>	<p>○暴風警報を含めその他の警報が発令されている場合、生徒は安全を第一に考えて、警報が解除されるまで自宅待機とする。</p> <p>6時25分までに解除された場合：登校</p> <p>6時25分より11時までに解除された場合解除後2時間を経てから授業開始</p> <p>11時までに解除されないとき：休校</p> <p>○次のような状況等で登校できない場合は、学校に連絡をして自宅待機する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋の損壊や土砂の崩壊・雪崩などで危険なとき ・利用する交通機関が全面的に停止 ・自宅の被害が著しく大きいとき <p>○登校途中での通学路の安全状況に応じて、自宅か学校の近い方に向かう（判断に迷ったら、学校へ向かう）。</p>
登校後	<p>学校に災害対策本部設置 ：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>○災害対策本部は気象状況を把握（テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況等の確認 ・通学路・交通機関の状況確認 ・通学路の安全点検（河川の氾濫、土砂崩れ） <p>原則、学校待機</p> <p>避難待機場所 ①体育館 ②武道場</p> <p>○タイムラインを作成し今後の行動等を判断し、注意事項を生徒に周知徹底</p> <p>○警報発表直後で、生徒が安全に下校できると判断する場合は、警報発表中でも帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）させることができる。 （H28.12.21付学安633号による） （p28の「非常変災時等発生時情報収集」から情報を得て、安全に下校できるかを判断する）</p> <p>○危険が予想される場合、保護者に連絡をとり、引き取りがあるまで生徒を学校にて待機</p>	<p>○指示があるまで通常の授業を継続する。</p> <p>○原則、学校待機。教職員の指示によって行動する。</p> <p>○今後の行動等や注意事項を確認</p> <p>○家庭（保護者）への連絡をとり、警報解除後の帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認し、担任へ報告する。</p> <p>○帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）後、必ず学校に帰宅完了報告をすぐーる又は電話で行う。</p>

登校後	<p>○家庭（保護者）への連絡をとり、警報解除後の帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認 — HRT</p> <p>○帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）チェック表の作成</p> <p>注意 特別警戒が発表中の時は、帰宅させず学校待機</p> <p>○警報解除後、迎えによる学校待機又は帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況等確認 ・交通機関が災害状況、通学地域の被害状況の把握 ・帰宅経路及び生徒の居住地域の安全確認 ・安全な帰宅経路の通行指導 ・保護者への引渡し確認（チェック表） ・遠距離通学者、下校が困難な者の学校待機 <p>徒歩・自転車通学生徒の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅経路となる河川・橋の危険箇所での立哨指導を行う。 <p>電車・バス通学生徒の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅又はバス停等での立哨指導を行う。 <p>○校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握し、危険箇所の立入禁止措置を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <th>学校待機の場合</th> <th>下校させる場合</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・生徒は各クラスごとに集め対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する ・交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する </td> </tr> </table>	学校待機の場合	下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・生徒は各クラスごとに集め対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する ・交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する
	学校待機の場合	下校させる場合				
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指定する ・生徒は各クラスごとに集め対応する ・災害情報や保護者からの連絡を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する ・交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する 					
休日夜間	<p>校長・教頭 関係機関へ連絡、情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の招集（職員緊急連絡網） ・被害状況の把握と県教委への報告 					

生徒下校時の対応

対応内容	担当職員
<p>通学経路の安全確認（河川の氾濫、土砂崩れ）立哨指導</p> <p>※高山市ハザードマップ等を取り寄せ、河川・橋等の危険箇所を把握し、立哨指導を行う場所を決めておく。 苔川沿い⇒小寺橋・片桐橋等</p>	<p>学校周辺：巡視班 生徒支援部</p>
遠方地区の生徒居住地域の安全確認	生徒支援部
下校指導及び駅又はバス停等での立哨指導	生徒支援部長及び生徒支援部2名
学校待機生徒の対応（備蓄品配布含む）	学年部・保健安全部（安全防災）
学校待機生徒の保護者への引渡し	生徒支援部（特別支援教育）・学年部・クラス担任

土砂災害時の対応マニュアル（土砂災害警戒情報発令時）

土砂災害の種類

土砂災害には、がけ崩れ、地すべり、土石流の3種類があり、これらは、大雨などが引き金となり土砂が大量に移動することによって生じる災害のことです。一旦発生すると人命に関わる危険性が高く、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

災害の特性

- 突発的に大きな破壊力を持って発生する。
- 発生場所や時刻、被害規模を正確に予測することが困難。
- 地質、崩壊のしやすさ、地下水位などの条件が場所ごとに異なる。
- 地形や地質の条件によって想定される災害が異なる。
- 複合的に発生する場合がある。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

- ・がけ崩れは、地すべりとは異なり、急ながけが一瞬で崩れる現象です。降雨以外に、融雪および地震が原因となって発生することもあります。
- ・がけ崩れは一瞬で起こるため、現象が発生してから逃げることは難しく人命が失われる可能性が高いといえます。

地すべり

- ・地すべりは、比較的緩い傾きの斜面が広範囲にすべる現象をいいます。大雨や地震時には突然一気に数mも動くこともあります。被害は広範囲にわたり家や田畑、道路などが、一度に大きな被害を受けてしまいます。

土石流

- ・土石流は、山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、梅雨や台風の大雨や雪解けなどの水と一緒に一気に流れ出る現象です。
- ・土石流は流れの急な川や沢があるところでおこることが多く、速いスピードと強い力で人命や家などの財産を奪い、道路や鉄道など交通網にも被害を及ぼします。

※校地内要警戒区域



想定される土砂災害

校舎南側に位置する愛染山の土砂崩れ及び地滑りによるグラウンドへの流入

- 大雨注意報** 大雨により災害の起こるおそれがある旨を警告して発表されます。
- 大雨警報** 大雨により重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して発表されます。
- 特別警報** 「ただちに命を守る行動をとってください。」情報に注意する。

災害発生

	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
登校前	<p>学校に災害対策本部設置 ：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へ情報連絡（職員緊急連絡網） ○災害対策本部は気象状況を把握（テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集） ○出勤することにより生命の危険があると判断された場合、学校に連絡した上で自宅待機し、出勤が可能になれば、速やかに出勤 ○登校している生徒の所在を速やかに把握し、学校待機するよう指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○次のような状況等で登校できない場合は、学校に連絡をして自宅待機する。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋の損壊や土砂の崩壊・雪崩などで危険なとき ・利用する交通機関が全面的に停止 ・自宅の被害が著しく大きいとき ○登校途中での通学路の安全状況に応じて、自宅か学校の近い方に向かう（判断に迷ったら、学校へ向かう）。

登校後	<p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>○災害対策本部は気象状況を把握 (テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダー ナウキャスト」等で最新の情報を収集) ・気象状況等の確認 ・通学路の安全点検 (河川の氾濫、土砂崩れ)</p> <p style="text-align: center;">原則、学校待機</p> <p>避難待機場所 ①体育館 ②武道場</p> <p>○警報発表直後で、生徒が安全に下校できると判断する 場合は、警報発表中でも帰宅(自宅又は安全を確保で きる場所に待機)させることができる。 (H28. 12. 21付学安633号による)</p> <p>○危険が予想される場合、保護者に連絡をとり、引き取 りがあるまで生徒を学校にて待機</p> <p>○教職員は、的確な避難行動を指示する。 ・崩れない場所に避難させる。 ・生徒等の不安軽減を図る。</p> <p>○避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等か ら情報を入手し、的確に対応する。(生徒を安全な場所 へ速やかに避難させる)</p>	<p>○指示があるまで通常の授業を継続する。</p> <p>○原則、学校待機。教職員の指示によって行動する。 ○今後の行動等や注意事項を確認する。</p> <p>○家庭(保護者)への連絡をとり、警報解除後の帰宅 (自宅又は安全を確保できる場所に待機)方法を確認 し、担任へ報告する。</p> <p>○帰宅(自宅又は安全を確保できる場所に待機)後、 必ず学校に帰宅完了報告をすぐる又は電話で行う。</p>			
	<p>○家庭(保護者)への連絡をとり、帰宅(自宅又は安全 を確保できる場所に待機)方法を確認 —— HRT</p> <p>○帰宅(自宅又は安全を確保できる場所に待機)チェッ ク表の作成</p> <p style="text-align: center;">注意 特別警戒が発表中の時は、帰宅させず学 校待機</p> <p>○警報解除後、迎えを待つための学校待機又は帰宅(自 宅又は安全を確保できる場所に待機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況等確認 ・交通機関が災害状況、通学地域の被害状況の把握 ・帰宅経路及び生徒の居住地域の安全確認 ・安全な帰宅経路の通行指導 ・保護者への引渡し確認(チェック表) ・遠距離通学者、下校が困難な者の学校待機 <p>徒歩・自転車通学生徒の対応 ・帰宅経路となる河川・橋の危険箇所での立哨指導を 行う。</p> <p>電車・バス通学生徒の対応 ・駅又はバス停等での立哨指導を行う。</p> <p>○校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の 状況を把握し、危険箇所の立入禁止措置を行う。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校待機の場合</th> <th style="text-align: center;">下校させる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指 定する ・生徒は各クラスごと に集め対応する ・災害情報や保護者か らの連絡を伝える </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の変更等安全な 帰宅(自宅又は安全を 確保できる場所に待 機)方法を確認する ・交通機関の運行状況を 把握し帰宅(自宅又は 安全を確保できる場 所に待機)方法を確認 する </td> </tr> </tbody> </table>	学校待機の場合	下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指 定する ・生徒は各クラスごと に集め対応する ・災害情報や保護者か らの連絡を伝える
学校待機の場合	下校させる場合				
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な待機場所を指 定する ・生徒は各クラスごと に集め対応する ・災害情報や保護者か らの連絡を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の変更等安全な 帰宅(自宅又は安全を 確保できる場所に待 機)方法を確認する ・交通機関の運行状況を 把握し帰宅(自宅又は 安全を確保できる場 所に待機)方法を確認 する 				
休日 夜間	<p>校長・教頭 関係機関へ連絡、情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の招集 (職員緊急連絡網) ・被害状況の把握と県教委への報告 				

雪害時の対応マニュアル（警報等発令時）

大雪等警報発表基準一覧表（飛騨北部）

- ・暴風雪警報（平均風速）17m/s 雪を伴う
- ・大雪警報 平地 12時間降雪の深さ30cm
山地 12時間降雪の深さ50cm

	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
登校前	<p>学校に災害対策本部設置 ：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へ情報連絡（職員緊急連絡網） ・校内外の点検 ・県教委へ授業開始及び被害状況の報告 <p>○災害対策本部は気象状況を把握 （テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダー ナウキャスト」等で最新の情報を収集）</p> <p>○出勤することにより生命の危険があると判断された 場合、学校に連絡した上で自宅待機し、出勤が可能に なれば、速やかに出勤</p> <p>○生徒等、保護者からの電話等に対応できるよう、早朝 から出勤できる教職員が学校で待機</p> <p>○バスや電車を利用して通学している生徒及び、公共交 通機関の運行状況の把握</p> <p>○生徒、生徒の家庭の被害状況調査 （すぐーるで調査を行う）</p> <p>○通学路の安全状況等について、保護者や関係者等に確 認（p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照）</p>	<p>○暴風雪・大雪警報が発令されている場合、生徒は安 全を第一に考えて、警報が解除されるまで自宅待機 とする。</p> <p>6時25分までに解除された場合：登校</p> <p>6時25分より11時までに解除された場合 解除後2時間を経てから授業開始</p> <p>11時までに解除されないとき：休校</p> <p>○次のような状況等で登校できない場合は、学校に連 絡をして自宅待機する。 ・雪崩などで危険なとき ・倒木による道路の遮断 ・利用する交通機関が全面的に停止 ・自宅の被害が著しく大きいとき</p> <p>○登校途中での通学路の安全状況に応じて、自宅か学 校の近い方に向かう（判断に迷ったら、学校へ向か う）。</p>
登校後	<p>学校に災害対策本部設置 ：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部は気象状況を把握 （テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁レーダー ナウキャスト」等で最新の情報を収集） ・気象状況等の確認 ・通学路・交通機関の状況確認及び安全点検 <p>原則、学校待機</p> <p>避難待機場所 ①体育館 ②武道場</p> <p>○タイムラインを作成し今後の行動等を判断し、注意事 項を生徒に周知徹底</p> <p>○警報発表直後で、生徒が安全に下校できると判断する 場合は、警報発表中でも帰宅（自宅又は安全を確保で きる場所に待機）させることができる。 （H28.12.21付学安633号による）</p> <p>○危険が予想される場合、保護者に連絡をとり、引き取 りがあるまで生徒を学校にて待機</p>	<p>○指示があるまで通常の授業を継続する。</p> <p>○原則、学校待機。教職員の指示によって行動 ○今後の行動等や注意事項を確認する。</p> <p>○家庭（保護者）への連絡をとり、警報解除後の帰宅 （自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確 認し、担任へ報告する。</p> <p>○帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）後、 必ず学校に帰宅完了報告をすぐーる又は電話で行 う。</p>

登 校 後	<p>○家庭（保護者）への連絡をとり、帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認 — HRT</p> <p>○帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）チェック表の作成</p> <p>○警報解除後、迎えによる学校待機又は帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の運行状況等確認 交通機関が災害状況、通学地域の被害状況の把握 帰宅経路及び生徒の居住地域の安全確認 安全な帰宅経路の通行指導 保護者への引渡し確認（チェック表） 遠距離通学者、下校が困難な者の学校待機 <p>徒歩・自転車通学生徒の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅経路となる河川・橋の危険箇所での立哨指導を行う。 <p>電車・バス通学生徒の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅又はバス停等での立哨指導を行う。 <p>○校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握し、危険箇所の立入禁止措置を行う。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校待機の場合</th> <th>下校させる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安全な待機場所を指定する 生徒は各クラスごとに集め対応する 災害情報や保護者からの連絡を伝える </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する 交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する </td> </tr> </tbody> </table>	学校待機の場合	下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> 安全な待機場所を指定する 生徒は各クラスごとに集め対応する 災害情報や保護者からの連絡を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する 交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する
	学校待機の場合	下校させる場合				
<ul style="list-style-type: none"> 安全な待機場所を指定する 生徒は各クラスごとに集め対応する 災害情報や保護者からの連絡を伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の変更等安全な帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する 交通機関の運行状況を把握し帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認する 					
休日 夜間	<p>校長・教頭 関係機関へ連絡、情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の招集（職員緊急連絡網） 被害状況の把握と県教委への報告 					

生徒下校時の対応

対応内容	担当職員
<p>通学経路の安全確認（側溝などの確認） 立哨指導</p> <p>※橋等の積雪及び凍結による危険箇所を把握し立哨指導を行う場所を決めておく。</p> <p>苔川沿い⇒小寺橋・片桐橋等</p>	<p>学校周辺：巡視班 生徒支援部</p>
遠方地区の生徒居住地域の安全確認	生徒支援部
下校指導及び駅又はバス停等での立哨指導	生徒支援部長及び生徒支援部2名
学校待機生徒の対応（備蓄品配布含む）	学年部・保健安全部（安全防災）
学校待機生徒の保護者への引渡し	生徒支援部（特別支援教育）・学年部・クラス担任

竜巻発生時の対応マニュアル

<竜巻から身を守るためには>

積乱雲が近づく兆しを感じたら、危険な場所から離れる、頑丈な建物にしばらく避難するなど、「自分の身は自分で守る」ことが基本です。発達した積乱雲が引き起こす「急な大雨」「雷」「竜巻」などの各現象は、それぞれが組み合わさって同時に発生することが多いため、積乱雲が近づいてきたら、これらすべて現象の発生を想定する必要があります。また、各現象によって、どこがどのように危険になるのかイメージすることも大切です。

(1) 生徒在校時

気象状況等	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
竜巻注意報発令	<p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>○災害対策本部は気象状況を把握 (テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁ユーザーキャスト」等で最新の情報を収集)</p>	
	<p>「竜巻が発生しています。身を守る準備をください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ○丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。 ○飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを閉める。 <p><教室以外の校舎内にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雨戸やシャッターを閉じる。 ● 風の通り道やガラスの飛散を避けられる場所に身を寄せる。 ● 壁に近い場所で避難姿勢をとる。 	
竜巻発生	<p>原則、学校待機 避難待機場所 ①体育館 ②武道場</p>	
	<p>「竜巻が接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○机の下にもぐる。(窓、ドア、壁から離れる) ○頭と首を守る。(防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手) <p><教職員の共通行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の避難行動を確認する。 ● 教職員は、その場にいる生徒を勇気づける。 ● 教職員自身も身を守る行動をとる。 	
竜巻通過	<p>○状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺確認 	
	<p>「先生方は状況を報告してください。生徒はその場に待機しなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒を落ち着かせる。 ● 生徒の安否、被害状況を確認する。(負傷者への応急手当) ● 状況を管理職へ報告する。 ● 生徒をその場に待機させる。待機させられ状況の場合は安全な場所へ誘導する。 	
回復	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置(対応検討) ・安全な場所へ生徒を誘導 ・すぐ一で配信(下校の連絡、場合によっては引渡し) 	<p>○家庭(保護者)への連絡をとり、帰宅 (自宅又は安全を確保できる場所に待機))方法を確認し、担任へ報告</p>

竜巻発生時の対応マニュアル

(2) 生徒登下校時

気象状況等	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
竜巻注意報発令	<p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>○災害対策本部は気象状況を把握 (テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁リーダー ナウキャスト」等で最新の情報を収集)</p> <p>○登下校状況の確認・在校生徒の安全確保</p>	<p>・登下校前に竜巻注意情報が発令された場合は自宅又は学校で待機する。</p> <p>・登下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。</p> <p>・近くの大人に助けを求める。</p> <p>・屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。</p> <p>・橋や陸橋の下には行かないようにする。</p>
竜巻発生	<p>○在校生徒の安全確保</p>	<p>・自らの身を守れる場所で安全を確保する。</p> <p>・頭、首を守る。(防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手)</p> <p>・近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。</p>
竜巻通過	<p>○状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺確認 ・在校生徒確認安否、被害状況確認 ・在校していない生徒の安否確認 ・負傷者への応急手当を行う。 	<p>・登下校中の場合、学校か自宅へ安全に戻れる方に行く。</p> <p>・状況によっては避難場所で待機する。</p> <p>・自宅に戻った際は学校へ連絡する。</p>
回復	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置 (対応検討) ・安全な場所へ生徒を誘導 ・すぐーで配信 (休校、生徒の下校、場合によっては引渡しについて) 	<p>○家庭(保護者)への連絡をとり、帰宅(自宅又は安全を確保できる場所に待機)方法を確認し、担任へ報告</p>

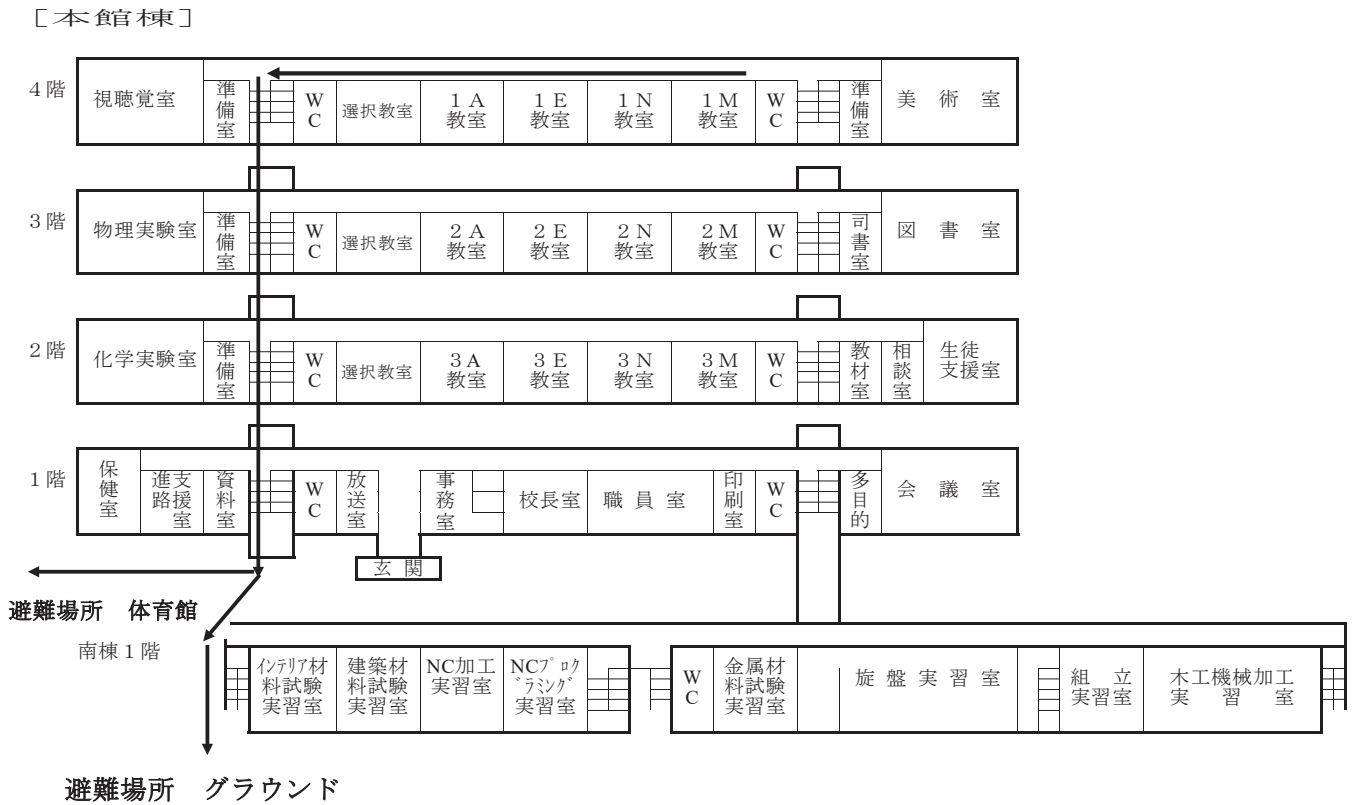
竜巻発生時の対応マニュアル

(3) 生徒校外行事時

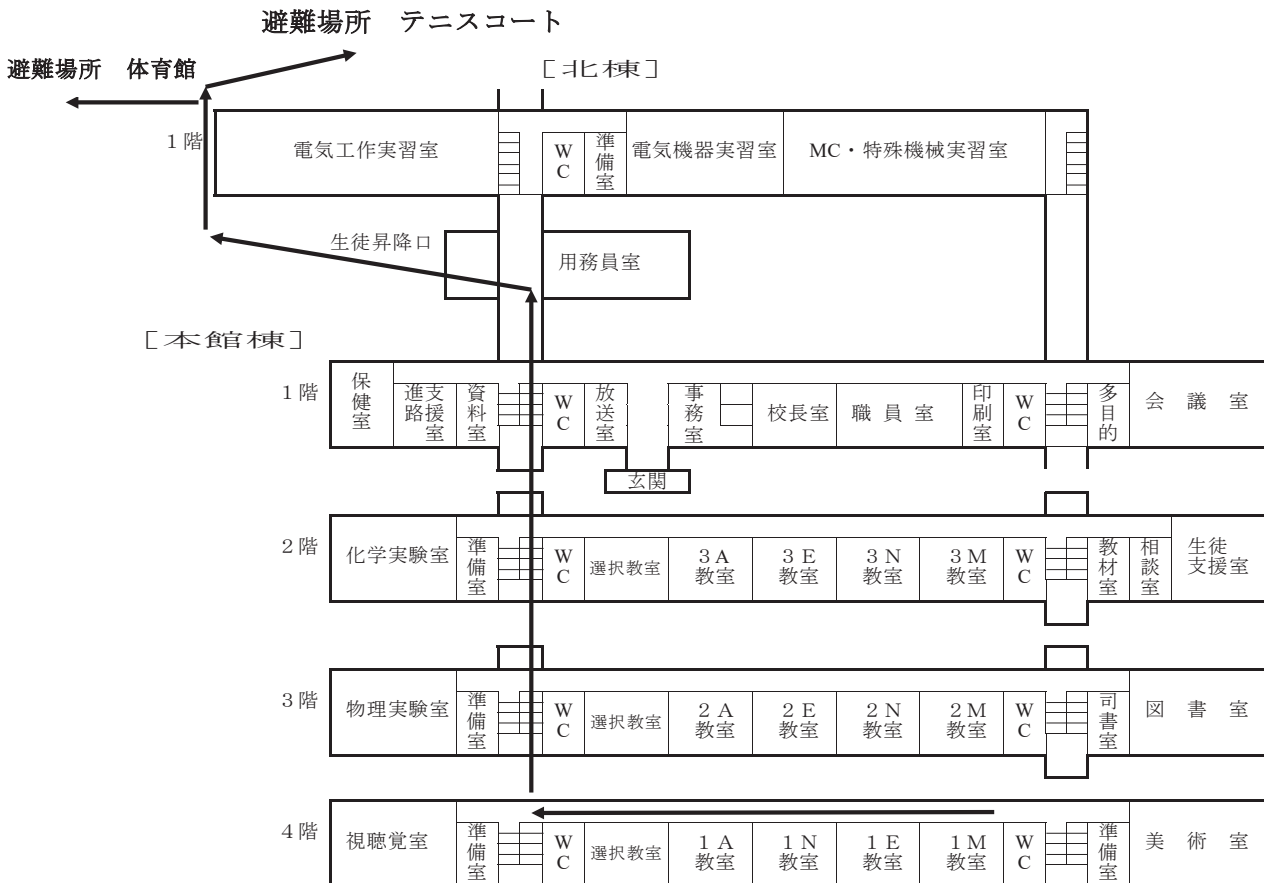
気象状況等	教職員対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
竜巻注意報発令	<p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>○災害対策本部は気象状況を把握 (テレビ、ラジオ、インターネット「気象庁リーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集)</p> <p>○日程の把握・児童生徒の名簿の確認 ○現地との連絡(現地の近隣で竜巻が発生し被害がでた場合も状況を確認)</p> <p><引率教員> ○現地の防災計画、避難所、避難場所の確認 ○宿泊場所の構造、安全な場所、非常口、避難経路の確認</p>	<p>「宿泊所等にいる場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外にいる者は室内へ避難する。 ○室内の安全な場所に避難する。 ○丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。 ○飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを閉める。 <p>「屋外にいる場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な場所へ直ちに避難する。 ○風の通り道やガラスの飛散を避けられる場所に身を寄せる。
竜巻発生	<p><引率教員> ○その場に応じた避難行動を指示</p>	<p>「竜巻が接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○机の下にもぐる。(窓、ドア、壁から離れる) ○頭と首を守る。(防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手) <p><教職員の共通行動></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。
竜巻通過	<p>○状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒を落ち着かせる ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺を確認 ・生徒の安否、被害状況を確認し状況を学校へ報告 ・負傷者への応急手当を行う 	
回復	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部設置(対応検討) ・安全な場所へ生徒を誘導 ・家庭への連絡、教育委員会へ状況説明 ・すぐ一で配信による情報提供(帰校等) ・担当旅行会社との連絡 	<p>○引率教員と帰宅(自宅又は安全を確保できる場所に待機)方法を確認し、家庭(保護者)への帰宅連絡の報告を行う。</p>

1 年生避難経路

北棟側災害時 「避難場所 グラウンド・体育館」

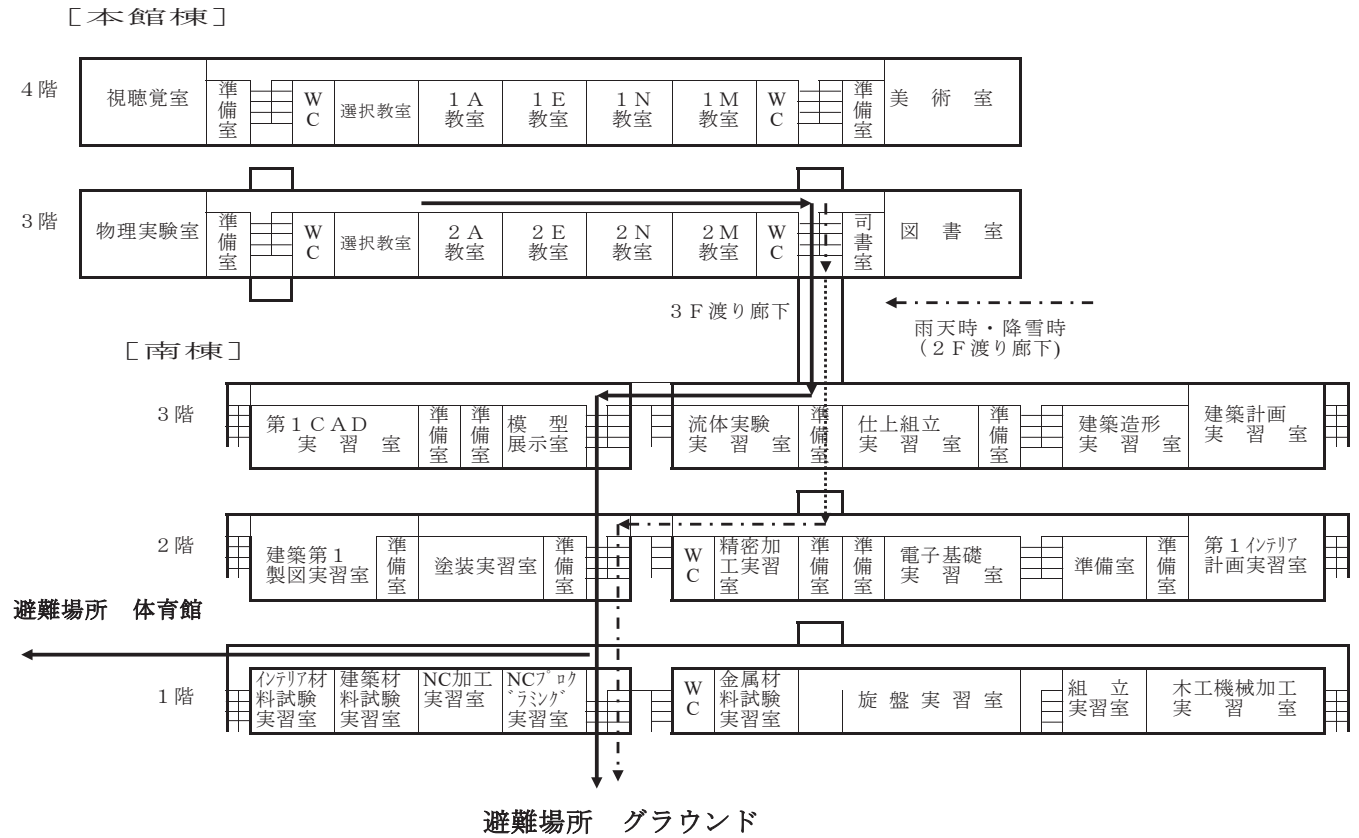


南棟側災害時 「避難場所 テニスコート・体育館」

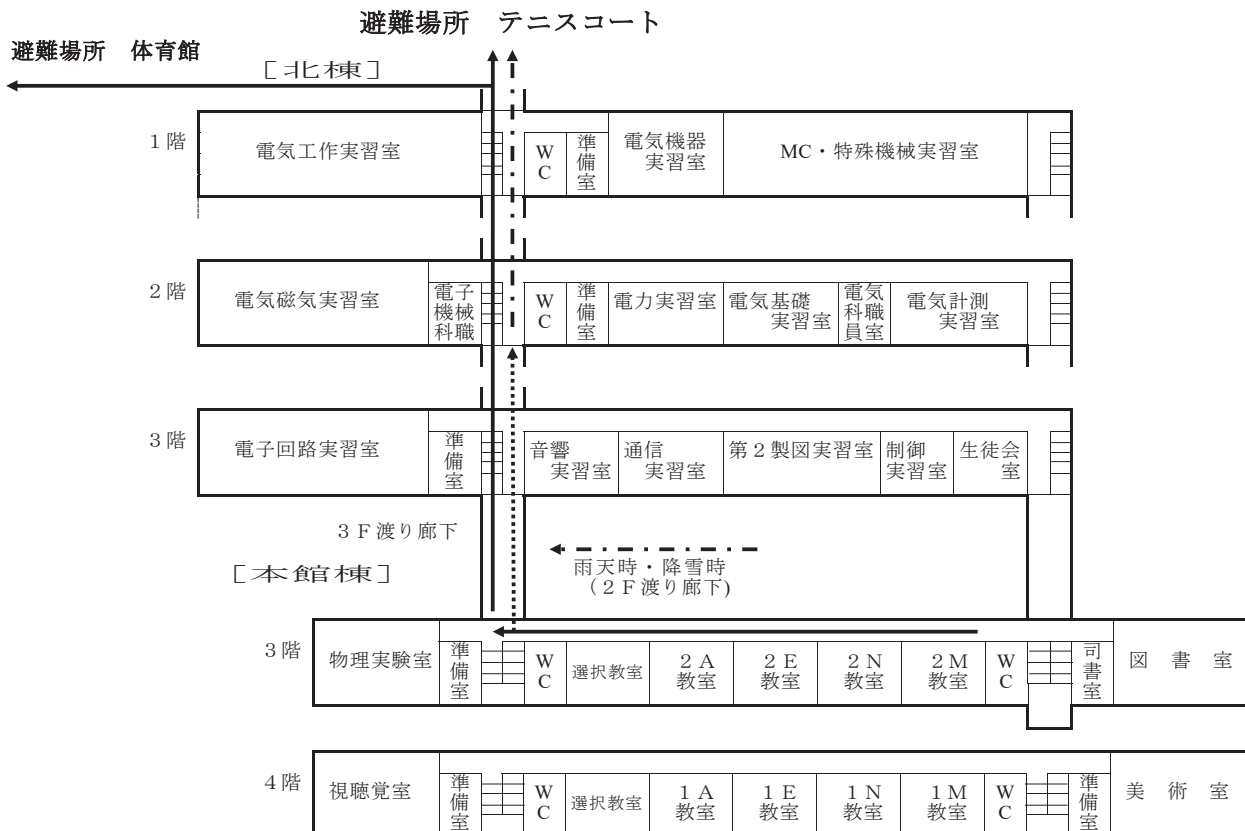


2年生避難経路

北棟側災害時 「避難場所 グラウンド・体育館」

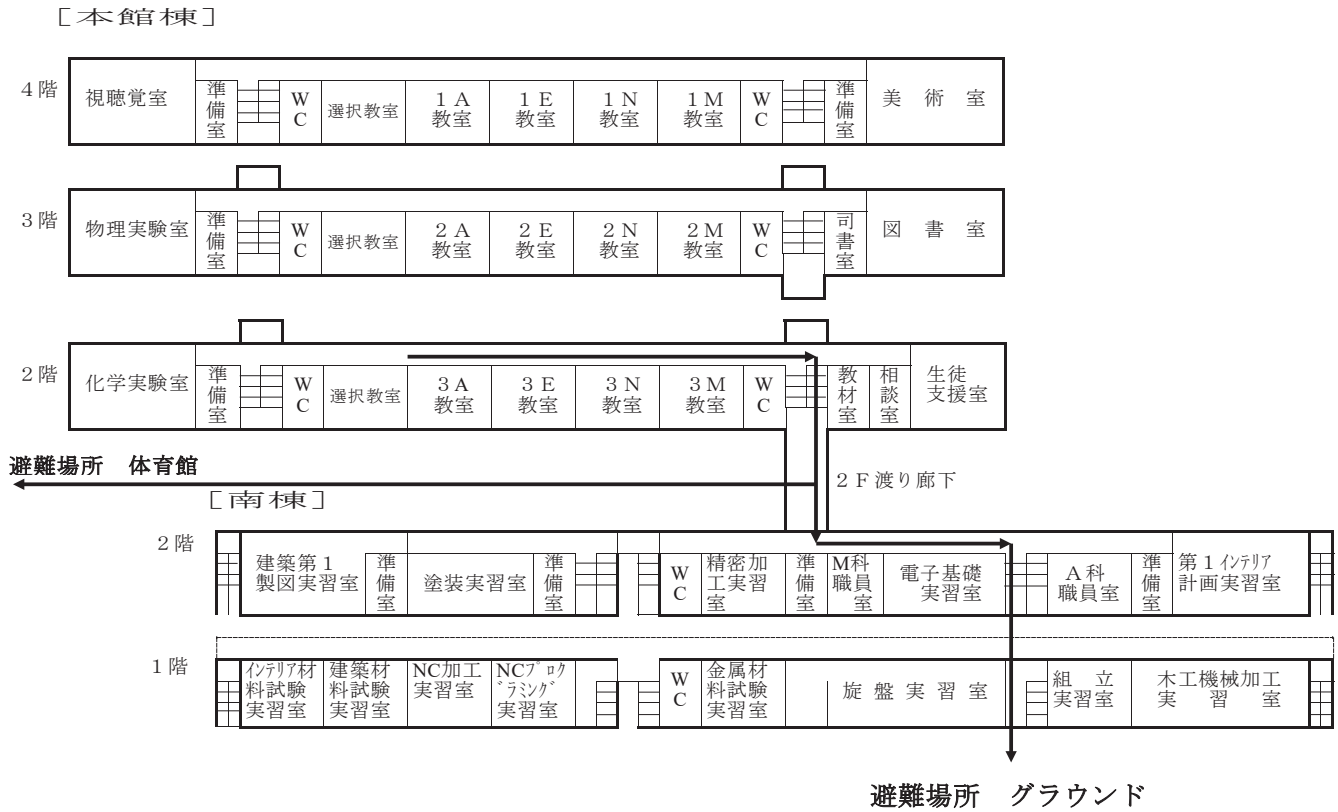


南棟側災害時 「避難場所 テニスコート・体育館」

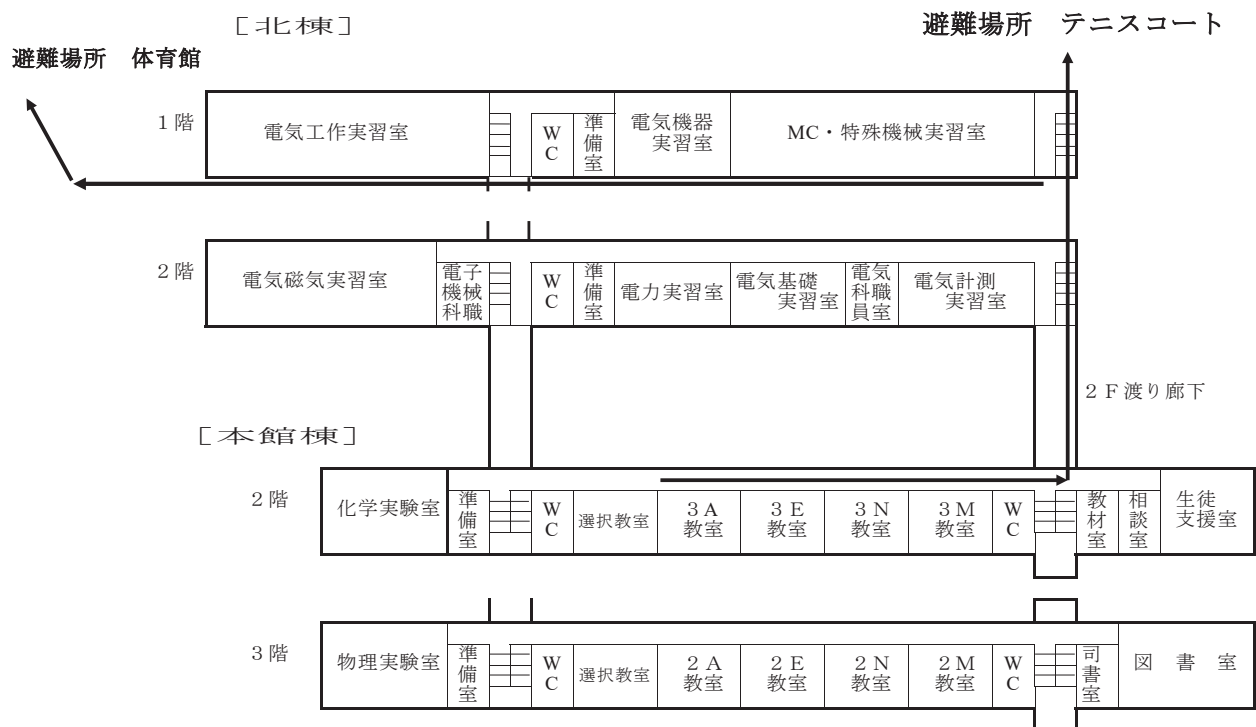


3年生避難経路

北棟側災害時 「避難場所 グラウンド・体育館」



南棟側災害時 「避難場所 テニスコート・体育館」



生徒帰宅チェック (作成例)

学年		クラス				帰宅方法					下校時間	帰宅確認
出身地区	出席番号	生徒氏名		保護者(連絡者)	緊急連絡先	徒歩	自転車	電車	バス	迎え		
						松倉	12	高工 小二郎	一郎	000-0000-0000		
萩原北	00	○○ ○○	○○	0000-00-0000				○				
久々野	00	○○ ○○	○○	000-0000-0000					○			
東山	00	○○ ○○	○○	000-0000-0000		○						
日枝	00	○○ ○○	○○	000-0000-0000	○							

警報・注意報発表基準一覧

高山市 飛騨北部

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	19
		土砂災害	土壌雨量指数基準	118
	洪水	流域雨量指数基準	宮川流域=19.2, 荒城川流域=16.6, 宇津江川流域=7.3, 瓜巣川流域=8.9, 小八賀川流域=19.8, 川上川流域=22.2, 牧谷川流域=7.4, 今谷川流域=5.5, 苔川流域=6.7, 大八賀川流域=12.2, 山口川流域=4.4, 江名子川流域=3.6, 庄川流域=22.6,	
	暴風(雪)	平均風速	17m/s (雪を伴う)	
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ50cm	
注意	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	88
	洪水	流域雨量指数基準	宮川流域=15.3, 荒城川流域=13.2, 宇津江川流域=5.8, 瓜巣川流域=7.1, 小八賀川流域=15.8, 川上川流域=17.7, 牧谷川流域=5.9, 今谷川流域=4.4, 苔川流域=5.3, 大八賀川流域=9.7, 山口川流域=3.5, 江名子川流域=2.8, 庄川流域=18,	
	強風(雪)	平均風速	12m/s (雪を伴う)	
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

非常変災時等発生時情報収集

大雨警報基準

	大雨注意報	大雨警報
表面雨量指数	8	19 (浸水害)
土壌雨量指数	88	118 (土砂災害)

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

雨量を見ての判断

- ・岐阜地方気象台ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>
- ・レーダー・降水ナウキャス <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
- ・XバンドMPレーダ雨量情報 <http://www.river.go.jp/xbandradar/>

河川・水防情報

国土交通省ホームページ <http://www.river.go.jp/>

【川の防災情報】 ⇒ 雨量・水位 ⇒ 「地方選択」 岐阜県

↓

飛騨北部・南部を選択 (地区別一覧の5つの地域状況を把握)

記録的短時間大雨情報 (100mm/h前後の雨になれば) → **完全学校待機**

大雨警報すべての警報発令時 → **一部学校待機**

道路規制

- ・国土交通省管理の国道規制情報R41 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/>
- ・高山市道路規制情報 【道路情報】 各地区県道 (R 1 5 8)
- ・飛騨市道路規制情報 <https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/22/937.html>
- ・下呂市道路規制情報

道路の氾濫・決壊等により登下校に危険がある時、生徒・保護者に連絡

→ **一部学校待機**

土砂災害

- ・高山市土砂災害警戒情報 【岐阜県土砂災害情報ポータル】
- ・飛騨市土砂災害警戒情報 <http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/>
- ・下呂市土砂災害警戒情報
- ・高山市ハザードマップ

<http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000254/index.html>

崖・河川等の決壊により登下校に危険がある時、生徒・保護者に連絡

→ **一部学校待機**

交通機関

- ・JR JR東海運行状況 <http://jr-central.co.jp/>
 テレフォンセンター 050-3772-3910
- ・濃飛バス 高山営業所 0577-32-1160

不通・遅れの場合は、生徒・保護者に連絡

→ **一部学校待機**


防災関係機関連絡先一覧

- ・高山警察署 電話 0577-32-0110
- ・高山消防署 電話 0577-32-0119
- ・高山市総務部危機管理課 電話 0577-35-3345 fax 0577-35-3174
- ・飛騨市危機管理課 電話 0577-62-8902 fax 0577-73-6373
- ・下呂市危機管理課 代表 電話 0576-24-2222 fax 0576-25-3250
- ・岐阜県危機管理政策課 電話 058-272-1120 fax 058-278-2524
- ・県教育委員会 代表 電話 058-272-1111
- 学校安全課 電話 058-272-8853 fax 058-278-2825
- 体育健康課 電話 058-272-8768 fax 058-278-3542
- ・医療関係 p 1 参照


弾道ミサイル発射時対策要項

Jアラートによる情報伝達時の対応マニュアル

(登下校時)


教職員の対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
 <p>ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中または地下に避難してください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートによる情報を受信したら、校地内にいる生徒に対して速やかに校内放送で避難行動の指示を行う。 <p>教頭 「Jアラート」の受信後、直ちに校内放送を実施</p> <p>『直ちに避難。建物の中に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。速やかに身を守る体制をとってください。』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に警戒本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任 <p>担任 登校している生徒を速やかに把握すると共に教室に避難させ、床に伏せて頭部を守るよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下場所等の情報を受信したら、速やかに校内放送で、追加情報の伝達まで屋内避難の継続の指示を行う。テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。 ・ Jアラートによるミサイル通過報又は落下場所等の情報を受信したら、速やかに校内放送で「屋内避難の解除」「引き続き屋内避難の継続」の指示を行い、今後の対応等必要な指示を行う。 	<p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの建物の中や地下に避難する。 ・ 公共交通機関においては、アナウンスや乗務員の指示に従い避難する。 ・ 建物や頑丈な壁がない場合は、物陰に身を隠し、その場で地面に伏せてカバンなどで頭部を守る。 <p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓のない部屋があれば移動する。 ・ 窓があれば、窓やカーテンを閉め、できるだけ窓から離れ換気扇を止め、床に伏せて頭部を守る。 ・ 机がある場合は、脚部を押さえ、爆風やガラスの破片から体を守る。 <p>追加情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンを持つ人やテレビの近くで待機し追加情報を待つ。避難場所、時間帯等に応じて、「自宅」「学校」など、安全な場所へ移動する。 ・ 不審な物を発見したら、決して近寄らず、直ちに警察や消防等に連絡する。

(在校時)

教職員の対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
 <p>ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中または地下に避難してください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートによる情報を受信したら、校地内にいる生徒に対して速やかに校内放送で避難行動の指示を行う。 <p>教頭 「Jアラート」の受信後、直ちに校内放送を実施</p> <p>『直ちに避難。建物の中に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。速やかに身を守る体制をとってください。』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に警戒本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任 <p>担任 できるだけ窓から離れ床に伏せて頭部を守るよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートによる情報を受信したら、速やかに校内放送で避難行動の継続の指示を行う。 	<p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎内に避難する。 ・ グラウンド等において校舎まで遠い場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。 <p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓のない部屋があれば移動する。 ・ 窓があれば、窓やカーテンを閉め、目張りをするなど室内を密閉する。 ・ できるだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。 ・ 机がある場合は、脚部を押さえ、爆風やガラスの破片から体を守る。

<ul style="list-style-type: none"> ・落下場所等の情報を受信したら、速やかに校内放送で、追加情報の伝達まで屋内避難の継続の指示を行う。 テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。 ・Jアラートによるミサイル通過又は落下場所等の情報を受信したら、速やかに校内放送で「屋内避難の解除」「引き続き屋内避難の継続」の指示を行い、生徒及び職員 の安否確認等必要な指示を行う。 <p>担任 人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）手続き ・遠距離通学者、下校が困難な者は学校待機 ※非常食品（備蓄品）・水の配布 ・通学路・交通機関の被害状況の把握 (p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照) 	
---	--

(校外活動時)

教職員の対応及び生徒への連絡・指示	生徒の行動
 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中または地下に避難してください。</p> </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラートによる情報を受信したら、校地内にいる生徒に対して速やかに校内放送で避難行動の指示を行う。 <p>引率教員 「Jアラート」の受信後、直ちに避難指示</p> <p>『直ちに避難。建物の中に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。速やかに身を守る体制をとってください。』 できるだけ窓から離れ床に伏せて頭部を守るよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に警戒本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任 ・Jアラートによる情報を受信したら、速やかに避難行動の継続の指示を行う。 ・落下場所等の情報を受信したら、速やかに追加情報の伝達まで屋内避難の継続の指示を行う。 テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。 ・Jアラートによるミサイル通過報または落下場所等の情報を受信したら、速やかに「屋内避難の解除」「引き続き屋内避難の継続」の指示を行い、生徒及び職員の安否確認等必要な指示を行う。 <p>引率教員 生徒の点呼を行い安否を確認し、学校(管理職)へ状況を電話報告する。</p>	<p>屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物や地下があれば直ちにそちらへ避難する。 ・建物まで遠い場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて、かばん等で頭部を守る。 <p>屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓のない部屋があれば移動する。 ・窓があれば、窓やカーテンを閉め、目張りをするなど室内を密閉する。 ・できるだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。 ・机がある場合は、脚部を押さえ、爆風やガラスの破片から体を守る。 <p>教職員から離れている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できればスマートフォンを持つ人やテレビの近くで待機し、追加情報を待つ。 ・避難の解除後は、離れていた生徒は教職員のもとへ移動する。以後、教職員の指示に従って行動する。

地震対策要項

南海トラフ地震に関する情報が発令された場合（主に下呂市から通学してくる生徒が該当）

〔臨時情報〕 ・ ・ 臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表される。

- 臨時情報が発表されても南海トラフ地震防災対策推進地域に該当しないため通常授業を行う。ただし、状況によっては、県教育長の決定により休業措置をとる場合がある。
- 通常授業を行う場合に合っても、以下に該当する生徒は安全を確保できる場所に待機することを原則とする。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

南海トラフ応急対策要員動員計画

業務内容	校内警戒本部設置		
	勤務時間内	勤務時間外	出張中
校長・教頭・事務長 教務主任 (第1次招集)	情報を収集、評価する	通常	可能な限り帰校し配備につく
その他の企画委員会メンバー (第2次招集)	通常	通常	通常勤務
一般職員	通常	通常	通常勤務

生徒への対応	登校前	○テレビや携帯等の情報に注意し、政府や自治体などの呼び掛けや情報に注意して行動させる。 ○安全を確保できる場所に一時待機させる。
	登校後	○テレビや携帯等の情報に注意し、政府や自治体からの情報に注意して行動させる。 ○安全な場所へ避難誘導し保護管理に当たる ○帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）については、被害状況を見届け安全を確認の上、下校させる。危険が予想される場合、保護者に連絡をとり、安全な引き取りが可能になるまで生徒を学校にて待機させる。
	在宅時	○テレビや携帯等の情報に注意し、政府や自治体からの情報に注意して行動させる。 ○保護者の管理下におく

教職員 の 対 応	出勤前	○そのまま出勤する（通常） （出勤後、自校本部の指示に従う）
	出勤後	○勤務の継続と情報の収集 ○校内警戒本部の設置 ○交通機関の状況に応じて早めに判断する。（p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照） ○家庭（保護者）への連絡をとり、帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）方法を確認 ○職員役割分担の確認（市や自主防との連携体制） ・地域住民の避難場所の確認及び準備
	在宅時	○通常 本部（市・自主防の指示に従う）

直下型応急対策要員動員計画

震 度	業 務 内 容	災 害 対 策 本 部 設 置			備 考
	動 員 区 分	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	出 張 中	
5 弱 未 満	校長・教頭・事務長 企画委員会メンバー	第1次招集は 情報を収集し 対応	通常	通常勤務	
	その他の職員	通常	通常	通常勤務	
5 弱 以 上	校長・教頭・事務長 企画委員会メンバー	直ちに配備し 対応する	第1次招集は直ちに出勤し 配備につく	連絡をとり確認帰 校し配置につく	第2次招集 は第1次招 集の必要に 応じて配備 する
	その他の職員	直ちに配備 につく	必要に応じて学校に出勤し 対応する。 交通途絶等により出勤でき ない場合は自宅待機	連絡をとり確認帰 校し配置につく	

市・自主防との連携

自 主 防 の 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○市・自主防（長）との連絡 ○地域住民の避難受け入れ準備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開放 施設順位 <ol style="list-style-type: none"> 1. 白楊会館 2. 武道場 3. 体育館 4. 校舎 ・校舎配置図の確認 ・自家発電及び地下水の使用施設確認、 ・設備の点検整備
----------------------------	---

地震災害発生時の対応マニュアル

	対応及び生徒への連絡・指示	諸機関との連絡	留意事項
登 校 前	<p>学校に災害本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況により自宅待機の指示 ・各家庭及び通学路・交通機関の被害状況の把握 ・登校した生徒の把握と避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ連絡 (教頭) (p27の「防災関係機関連絡先一覧」を参照) ・県教委連絡 (教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員緊急連絡網
登 校 後	<p>教頭 「緊急地震速報」の受信後、直ちに校内放送を行う。</p> <p>『速やかに身を守る体制をとってください。』</p> <p>担任 身を隠して安全を確保するよう指示する。</p> <p>生徒 机の下に頭部を保護し隠れる。 倒れてくるもの及び落下物を避けられる所で揺れがおさまるのを待つ。</p> <p>学校に災害本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <p>担任 本部からの指示を待つ。 教室内外の状況を把握する。</p> <p>校長 状況により、屋外への避難命令を出す。 避難場所1 (集合場所) は、グラウンド (1年生西側・2年生南側・3年生東側)</p> <p>避難場所2 (集合場所) は、テニスコート</p> <p>担任 避難経路によって避難誘導する。 人員点呼、負傷者等の有無の確認及び本部へ報告する。</p> <p>出火の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各係員は災害対策組織を編成し活動する。 小規模な火災の初期消火を行う。 <p>本部 状況に応じて第二避難場所等避難場所の決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の帰宅(自宅又は安全を確保できる場所に待機)手続き ・遠距離通学者、下校が困難な者は学校待機 ※軽食品(備蓄品)・水の配布 ・通学路・交通機関の被害状況の把握 (p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委報告 (教頭) ・消防署通報 ・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策組織 ・被害報告(書) ・消防署通報マニュアル
休 日 夜 間	<p>学校に災害本部設置：校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡、報告 ・職員招集、災害対策組織編成 ・被害状況把握 ・県教委へ被害状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へ連絡 (教頭) (p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照) ・県教委連絡 (教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員緊急連絡網 ・災害対策組織 ・被害報告書

「緊急地震速報」の受信

(1) 受信体制

- ・NHKのテレビ（防災ラジオ）で発表される緊急地震速報を受信
- ・受信場所・・・職員室（教頭）・事務室
- ・受信者・・・教頭（教務主任）

(2) 受信時の対応

- ・受信者は、緊急地震速報を受信したら、直ちに校内放送を実施
- ・放送内容

『緊急地震速報です。地震が発生します。生徒及び来校者の皆さんは、速やかに身を守る体制をとってください。』

〈 第一次行動；生徒、来校者、教職員の安全確保〉

(1) 地震災害発生が登下校時の場合

予想される危険	教職員の対応	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○強いゆれのため、立っていることも歩くこともできない。（約1分程度） ○建物・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態 ○かわら・外壁・看板等が落下、破損ガラスが飛散 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出・埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜・道路の陥没 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れ ○道路が地割れ ○住宅等から火災の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○できるだけ速やかに生徒等の安否の確認を行い必要に応じて、家庭と連絡をとる。 【事前対応】 ○事前に保護者へ依頼して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法等の対策を立てて指導しておく。 ○各家庭の避難所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 ○原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校の近い方に避難するように指導しておく。 ○震災時における緊急連絡先を決めておく。 ○交通機関を利用する生徒等は、関係機関の職員の指示に従うよう指導しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆれている時は、カバン等で頭を保護して身を守る体制をとる。 ○動くことが可能であれば狭い路地は避け、落下物に注意して、ビルや建物から速やかに離れる。 ○事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○ゆれがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校の近い方に避難（判断に迷ったら、学校へ避難） ○学校と連絡を取り、状況を報告する。 ○川岸・崖下・橋の上は危険なため、速やかに離れる。 ○火事が起こっているところから離れる。

(2) 地震災害発生が在校時の場合

	予想される危険	教職員の対応	生徒等の行動
普通 (選択) 教室	<ul style="list-style-type: none"> ○窓ガラスの飛散 ○天井板、壁の落下 ○蛍光灯などの落下 ○床の損壊 ○恐怖からのパニック状態になり、自分勝手に行動 ○教師自身の負傷 	<p>【ゆれている時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落下物等から身を守るため机の下で待避させるとともに身を守る体制を指示する。 ○生徒の安全を確認するとともに、生徒の動揺・不安の除去に努める。 ※脱出口を1箇所以上確保する。 <p>【避難する時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷した生徒がいる場合は、速やかに応急処置を施す。また、ガラスの飛散等室内の状況確認を行う。 ○近隣の教室の教職員と連携を取りながら避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ○災害の状況を踏まえ、校庭（グラウンド）等の避難場所に誘導する。 ○補助簿等の必要なものを携行し、人数の確認を行い本部に報告する。 	<p>【ゆれている時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○机の下に潜って、机の脚をしっかりと持つ。 ○身を隠すところがない場合は、身近にあるカバン・本等で頭を覆い出来るだけ低い姿勢をとる。 <p>【避難する時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落下物から頭を守り、上履きのまま、避難所（グラウンド）へ避難する。 ○煙が発生している場合はハンカチ等で鼻・口を覆い避難する。 ○避難後クラスごとに整列する。担任へ人員報告。
特別 教室	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる ○（化学実験室）薬品棚が転倒し、薬品等が散乱、ガスバーナー等による発火 ○（美術室）戸棚類や彫刻物、立掛物等の転倒や壁面の絵画の落下 ○（図書室）本棚の転倒本の落下 ○（視聴覚室）パソコン等の落下、スクリーンの落下 ○（保健室）薬品棚の転倒、立掛物の落下、破損ガラスが散乱 	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物から身を守るために机の下で待避させるとともに身を守る体制を指示する。 ○消火は、生徒等の安全を最優先に指示する。 ○揺れがおさまってから火を消し、ガスの元栓を必ず閉める。 ○生徒の安全を確認するとともに、生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。特に、化学実験室等での薬品の散乱、火気の取り扱いに配慮し、教室内の安全点検を行う。 ○近隣の教室の教職員と連携を取りあい、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ○パソコン室等での避難の際は必ず上履きを履かせ避難させる。 ○災害の状況を踏まえ、校庭（グラウンド）等の避難場所へ誘導する。 ○有毒ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口に当てさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる ○薬品によるケガや火事の危険のない場所に身を寄せる ○揺れがおさまってから火を消し、ガスの元栓を閉める。

<p>実 習 室 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる ○工具棚等の倒壊 ○工具等の落下によるケガ ○機械の転倒 ○モニター・パソコン等の落下 ○各実習室で起こり得る災害 	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物から身を守るために机の下で待避させるとともに身を守る体制を指示する。 実習室によっては、机の下に入れない場合における待避について検討しておく。 ○機械・工具類の使用中は、特にケガに注意する。 ○揺れがおさまってから機械工具の電源を必ず切る。 ○生徒の安全を確認するとともに、生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。特に、実習等での工具の散乱断線による感電等の取り扱いには配慮し、教室内の安全点検を行う。 ○近隣の教室の教職員と連携を取りあい、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ○パソコン室等での避難の際は必ず上履きを履かせ避難させる。 ○災害の状況を踏まえ、校庭等（グラウンド）の避難場所へ誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる ○機械・工具による負傷の危険のない場所に身を寄せる。 ○揺れがおさまってから機械・工具の電源を切る。
<p>体 育 館 ・ グ ラ ウ ン ド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○窓ガラス、天井板、壁の落下やひび割れ ○床面の凹凸や破損 ○照明器具・天井固定器具類の落下 ○各種器具、用具や保管棚の転倒 ○ステージ上の看板吊りの落下 ○体育器具や用具の倒壊 ○地割れ等 ○校舎の付近での窓ガラス等の落下 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓や壁際から速やかに離れて、中央部に集合させる身を低くし、頭を抱える。（照明器具の設置位置等により中央に集合させない方がよい場合もある） ○生徒の安全を確認するとともに、生徒の動揺・不安の除去に努める。負傷した生徒がいる場合、速やかに応急処置を施す。照明器具、壁等の落下状況に配慮し、周囲の安全確認を行う。 ○近隣の教室の教職員と連携を取りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、連絡・指揮係（本部・総括）との連絡を行う。 ○災害の状況を踏まえ、避難場所へ誘導する。 ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて集合するよう指示する。 ○第二次避難所へ避難が必要になった時、避難経路や場所及び避難方法について指示し誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館の中央に行き、手で頭を保護して身を守る体制をとる。 ○避難指示を確認するまで自分勝手に行動しない。 ○避難するときは、頭を守り体育館シューズのまま避難する。 ○建物から離れる。

(3) 地震災害発生が校外活動（部活動）時の場合

予想される危険	教職員の対応	生徒等の行動
<p>○車両の脱線・転覆、高速道路の崩壊、建物の外壁・かわら・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散電線の垂下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険</p> <p>○津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地は液状化による建物の崩壊、山間部の崖崩れ等</p> <p>○地理不案内による不安やデマ等に惑わされたりして、心理的な動揺を起こしやすい。</p> <p>○旅館の内外は、校舎内外と同様に落下物や倒壊物等による危険</p> <p>○火気使用中は、火災発生</p> <p>○夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱</p> <p>○津波が発生する恐れ</p>	<p>○地理や建物の構造に不案内であることから、生徒が心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、職員から離れず、集団で行動することを伝達するとともに、落下物に注意し、身を守る体制をとるよう指示する。</p> <p>○学校との速やかな連絡に努める。</p> <p>○生徒の安全を確認するとともに、人員把握を行い、引率責任者との連携を十分に行う。</p> <p>○交通機関利用時間は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。</p> <p>○宿舎に着いたら、避難経路の確認と避難の仕方についての指導を行う。</p> <p>○放送・メガホン等を使用しあるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。</p> <p>○教職員は事前の計画に従い担当の部屋へ直行し生徒安全確認を行うとともに、避難誘導を行う。</p> <p>○建物や周囲の状況によっては、揺れのおさまりをみてから、放送、ハンドマイク等で屋外避難の指示誘導を行い、避難場所に避難させる。</p> <p>○室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。</p> <p>○津波に対しては、高台に避難するなど、すみやかな対応が必要である。</p>	<p>○教師から指示に従い、集団で行動する。</p> <p>○電車・バス等に乗車中は車掌・運転手・職員等の指示に従う。</p> <p>○狭い場所や道路では素早く広い場所に避難し落下・倒壊物から身を守る。</p> <p>○倒壊現場・火災現場から離れる。</p> <p>○津波の恐れがあるためできるだけ早く高台へ避難する。</p> <p>○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。</p> <p>○室内で身の安全を守る体制を工夫する ・机の下に潜る。 ・ベッドの下に潜る。 ・布団で頭部を守る。</p> <p>○教員のいないときは、班長の指示で協力して集団で行動する。</p> <p>○避難場所に到着したら班長は人員を確認して教員に報告する。</p>

(4) 地震災害発生が夜間・休日（寄宿舍）の場合

予想される危険	教職員の対応	生徒等の行動
<p>○秀岳寮の倒壊</p> <p>○窓ガラス、天井板、壁の落下やひび割れ</p> <p>○家財の倒壊</p> <p>○厨房等から火災の発生</p>	<p>○被害の状況によっては、学校が生徒の安否を速やかに確認するため、舎監教員は各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職に報告する。</p> <p>○室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。</p>	<p>○室内で身の安全を守る体制を工夫する。</p> <p>○避難場所に到着したら寮長は人員を確認して舎監教員に報告する。</p>

地震対策チェックリスト

平 常 時

具体的なチェック内容	チェック
避難が必要になった時、学校の重要書類や生徒名簿等はすぐに持ち出せるようになっている。	
非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底している。	
避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知される。	
生徒や教職員への非常時の情報伝達方法、その広報内容について準備している。	
保護者に対して生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底している。	
非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、無線受信機、災害優先電話などを備えている。	
校舎、体育館、屋内施設などの耐震診断の結果を知っている。	
事務機器、ロッカー、書棚などの転倒、移動、落下防止の措置がしてある。	
窓ガラスなどの飛散防止対策をしてある。	
防火・防災設備の整備、点検を定期的に行っている。	
避難の際に妨げとなる障害物の除去をしている。	
危険物施設（薬品庫等）の定期点検を行っている。	
防火用資機材の準備、点検を行っている。	
避難誘導や初期消火などの訓練を普段から実施している。	
校内での防災訓練（避難経路確認、下校訓練等）を実施している。	
地域での防災訓練に生徒を参加させている。	
県・市町村の防災担当者と定期的に連絡や打ち合わせをしている。	
地域の自主防災組織などと非常時の協力や応援などについて話し合いを行っている。	
避難所になっている学校では、非常時の受け入れ方法などについて関係機関と協議をしている。	
遠距離通学者のため学校に残留する生徒や防災担当教職員のための非常時における食料（3日程度）飲料水（3日程度）、毛布などを確保している。	

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

具体的なチェック内容	チェック
防災担当者などを招集し、地震災害対策本部を開設しましたか。	
地震臨時情報（警戒）などをテレビ、ラジオ、などにより入手し、全教職員、生徒に伝達をしましたか。	
生徒をグラウンドや体育館などに集め、把握をしましたか。	
生徒を保護者への引き渡し、交通機関の状況確認を行い、安全な下校を完了しましたか。	
市町村防災対策本部、教育委員会へ生徒の下校状況などを報告しましたか。	
防災用資機材の確認や危険物施設の災害防止措置をとりましたか。	
待機者を計画の場所に誘導しましたか。	

地震発生時

具体的なチェック内容	チェック
生徒を机の下などに避難させ、動揺を抑える適切な指示をしましたか。	
生徒の安全を確認した後、校庭（グラウンド）などの避難場所に直ちに避難し、人員確認できましたか。	
火災発生の場合、初期消火をしましたか。	
生徒、教職員への救急処置を行ったり、病院の手配をしましたか。	
ラジオなどにより正確な地震関連情報の収集をし、状況の把握に努めていますか。	
校舎内外などを巡回し、被害状況を確認し危険な場所への立入禁止の措置をとりましたか。	
余震に備え、校舎や施設などの応急の安全対策を講じましたか。	
通学路・交通機関の被害状況の把握し、登下校時の生徒の指導や通学路の安全を確認できましたか。	
生徒の保護者への引き渡し、交通機関の状況確認を行い、安全な下校を完了しましたか。	
引き渡しや帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）が困難な生徒への対応ができましたか。	
市町村災害本部、教育委員会へ必要な報告をしましたか。	
避難者の誘導をし、校内施設の利用について必要な指示をしましたか。	
避難者の重傷者、病人への救急救護ができていますか。	

応 急 復 旧 時

具体的なチェック内容	チェック
生徒・教職員の安否確認（登校・勤務の可否）の結果を教育委員会へ報告しましたか。	
校舎や施設などが被災した場合、復旧について対策を講じましたか。	
授業の再開に向けて、教職員の勤務体制を確保しましたか。	
応急教育計画を立てるとともに授業再開日を決定し、それぞれ生徒に連絡しましたか。	
育友会と連絡をとり協力をしてもらっていますか。避難所の運営が順調にできていますか。	
避難所への物資の受け入れ、配給などが順調にできていますか。	
避難者名簿管理ができていますか。	
避難者安否確認の問い合わせの対応が順調にできていますか。	
ボランティアの受け入れは順調ですか。	
生徒のボランティア活動を指示、指導していますか。	
避難生活が長期化している学校においては、応急教育活動と避難生活との調整について避難者、市町村災害対策本部、教育委員会等と協議していますか。	

校舎火災時対策要項

校舎火災時の対応マニュアル

消防計画を参照

	対応及び生徒への連絡・指示	諸機関との連絡	留意事項
登 校 前	<p>小規模な火災の初期消火</p> <p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内緊急放送で生徒・職員への連絡 登校した生徒の把握と避難誘導 安全な場所へ誘導と一時待機 休校時の生徒・保護者への連絡（すぐメールで配信） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関へ連絡（第一発見者） （p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照） 関係機関及び報道機関との対応 県教委連絡 (教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署通報マニュアル 職員緊急連絡網 事故報告書（書）
登 校 後	<p>発見者 小規模な火災の初期消火</p> <p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送を聞き、生徒を避難誘導 <p>生徒 ハンカチ等を口に当てる。 おさない、はしらない、しゃべらない 避難経路に従い避難場所（グラウンド）へ 速やかに、かつ安全に避難する。</p> <p>避難場所（集合場所）は、グラウンド （1年生西側・2年生南側・3年生東側）</p> <p>担任 避難場所で学級の人員点呼・負傷者の確認を行い、本部（教頭）へ避難・被害状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 各係員は、災害対策組織を編成し活動 <p>本部 状況に応じて第2次避難場所等避難場所の変更の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の帰宅（自宅又は安全を確保できる場所に待機）手続き 休校時の生徒・保護者への連絡 遠距離通学者、下校が困難な者は学校待機 ※軽食品（備蓄品）・水の配布準備 火災による被害状況の把握 すぐメールで配信（下校の連絡、場合によっては引渡し） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署へ通報 県教委連絡 (教頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署通報マニュアル 出席簿 災害対策組織 事故報告書
休 日 夜 間	<p>学校に災害対策本部設置 : 校長・教頭・事務長・教務主任</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関への連絡、報告 職員招集、災害対策組織編成 被害状況把握 県教委へ被害状況報告 保護者への説明 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員へ連絡 (教頭) 県教委連絡 (教頭) （p28の「防災関係機関連絡先一覧」を参照） 保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 職員緊急連絡網 被害報告書

1	通 報 内 容	火災発生。 火災発生。 救急です。 救急です。
2	所 在 地	高山市千島町291番地
3	建 物 名 称	高山工業高等学校です。
4	状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・燃えている場所・物 ・延焼状況 ・負傷者の有無（人数、負傷者の状況） ・避難及び初期消火活動の状況 ・逃げ遅れた者の有無
5	通 報 者 氏 名	高山工業高等学校（役職） 氏名 ○ ○ ○ ○
6	電 話 番 号	32-0418

災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想される。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができる。このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものである。

1 位置のお知らせ 震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされる。

2 利用方法 固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

(1) 伝言の録音（学校）

「1」・「7」・「1」にダイヤルする

ガイダンスが流れる。

「1」をダイヤルする。

ガイダンスが流れる。

学校の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

(2) 伝言の再生（保護者）

「1」・「7」・「1」にダイヤルする

ガイダンスが流れる。

「2」をダイヤルする。

ガイダンスが流れる。

学校の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を再生する。

※新しいメッセージから再生される。

(3) 伝言の録音時間 1伝言あたり30秒以内

(4) 伝言の保存期間 録音時から48時間

(5) 伝言の蓄積数 1番号あたり1～10件

浸水防災対策

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 宮川（石浦地点） <input type="checkbox"/> 苔川（越後地点） 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 情報係（情報収集伝達）
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難の発令 <input type="checkbox"/> 洪水警戒発表 <input type="checkbox"/> 宮川（石浦地点） <input type="checkbox"/> 苔川（越後地点） 氾濫警戒 情報発表	警戒 レベル3 体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者、家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 情報係（情報収集伝達） 避難誘導班 （生徒支援部・学年部） 総務班・学年部 総務班・保健安全部 救護・保護班（保健安全部） （生徒支援部）
以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 避難指示の発令 <input type="checkbox"/> 宮川（石浦地点） <input type="checkbox"/> 苔川（越後地点） 氾濫危険 情報発表	非常 レベル4 体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内全体の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導班 （生徒支援部・学年部） 総務班・保健安全部

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル4 非常体制

- ・学校内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

教職員研修

(1) 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

4月中～下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※地域のハザードマップ（及びその想定を超える事象が発生する可能性があること）の確認を含む。 ・校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員） ・安全点検研修（定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修）
5月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ・文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」 ※自身が対象となるコース未受講の場合は5月中に必ず受講し、「受講修了証」を保健安全部に提出する。 ・救命救急訓練（消防署にてAED講習を含む） ・不審者対応訓練 ・風水害のタイムライン演習（管理職・第三次参集要員のみ）
9月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練 ・地域防災訓練への参加（管理職のみ）
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル見直し

(2) 職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、毎月1回、教頭より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

(3) 校外研修等の活用

校長は、高山市・岐阜県などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>) を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

備蓄品（保存食等）の一覧表

番号	用品名	付記	数量	購入年月日	賞味(使用)期限年月日	保管場所
1	R6入学生用 アルファ米	わかめ×3 田舎×3 梅粥×3 (アレルゲン対応)	117セット	2024年6月	購入予定	倉庫収納棚
2	R6入学生用 保存水	500ml×9本	117セット	2024年6月	購入予定	
3	R5入学生用 アルファ米	わかめ×3 田舎×3 梅粥×3 (アレルゲン対応)	105セット	2023年6月	2028年11月	
4	R5入学生用 保存水	500ml×9本	105セット	2023年6月	2028年11月	
5	R4入学生用 アルファ米	わかめ×3 田舎×3 梅粥×3 (アレルゲン対応)	96セット	2022年6月	2027年9月	
6	R4入学生用 保存水	500ml×9本	96セット	2022年6月	2027年9月	
7	職員用 アルファ米	わかめ・田舎・梅粥 (アレルゲン対応)	180食	2023年6月	2028年9月	
8	職員用 保存水	500ml	156本	2023年6月	2028年9月	
9	アルミブランケット		500枚	2018年6月		
10	生理用品	夜15枚昼28枚入り	12袋	2018年6月	2028年7月	
11	簡易トイレ	5回分入り	420パック	2018年6月		
12						
13						

防災グッズの一覧表

番号	用品名	付記	数量	購入年月日	使用期限年月日	保管場所
1	救急箱	ガーゼ・消毒液・絆創膏・三角布等	1箱	2018年6月	2024/6/1 購入予定	職員室収納棚
2	ハンドマイク		1台	2018年6月		
3	カッターナイフ		2本	2018年6月		
4	懐中電気	LEDライト	2本	2018年6月		
5	ハサミ		2本	2018年6月		
6	乾電池	単三	12本	2018年6月	2024/6/1 購入予定	
7	ウエットティッシュ		1個	2018年6月	2024/6/1 購入予定	
8	マスク	60枚入り	1箱	2018年6月		
9	軍手	12双組	5袋	2018年6月		
10	ポリ袋	黒10枚入り 70ℓ	1袋	2018年6月		
11	ポリ袋	透明10枚入り 70ℓ	1袋	2018年6月		
12	ローソク	大10本入り	1箱	2018年6月		
13	ライター		3本	2018年6月		
14	ポリ手袋	100枚入り	1箱	2018年6月		
15	ガムテープ	25m	2本	2018年6月		
16	スケッチブック	B4	1冊	2018年6月		
17	マジック	5本入り	1袋	2018年6月		

安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中 ・ 校外学習中	＊事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	＊震度5弱以上の地震が発生した場合 ＊大雨警報等が発表された場合 ＊高山市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ＊通学路上で、河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ＊災害によるJR及びバスの運休等 ＊学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日 ・ 休暇中等 （学校管理外）	＊震度5弱以上の地震が発生した場合 ＊学区内で気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ＊その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

		役割分担	方 法
在 校 中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間 ・ 放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先（電話、すぐーる）への連絡
		学級担任以外	地域を分担し通学路を巡回
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）		学級担任 （兄弟姉妹が在籍する場合は、最年長生徒の学級担任）	保護者連絡先（電話、すぐーる）への連絡

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・すぐーるによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

※電話・すぐーるが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * SNS（LINE、Facebook、Twitter など）
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・ 本校ウェブサイトへの掲載
 - ・ 学校入口（校門）への掲示
 - ・ 避難所への掲示
 - ・ 育友会役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
 - ・ 高山市からの広報（高山市教育委員会を通じて要請）

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応をとることにより、二次災害の防止に努める。

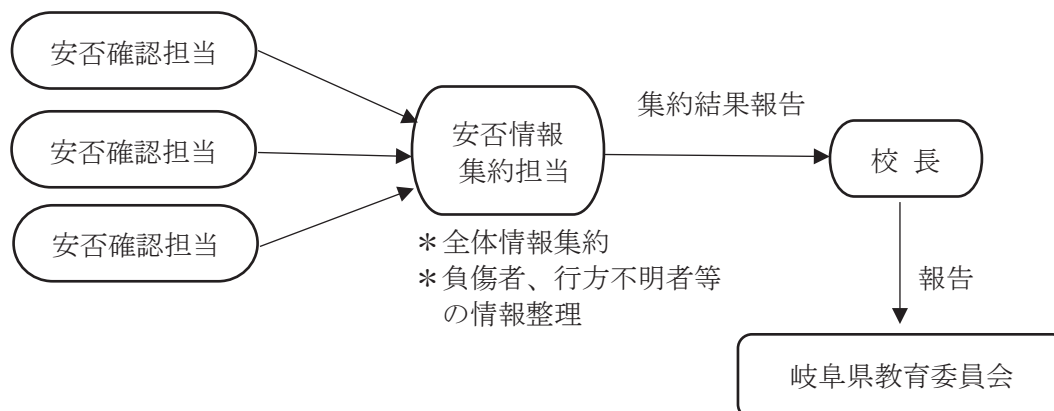
- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

(3) 安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無 * 自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	「災害用生徒安否確認様式」に記載の事項

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



災害用生徒安否確認様式

様式例

生徒安否確認一覧表

年 _____ 科 _____

記入担当 _____

No.	氏 名	確認日時	確認方法	本人の安否 (けがの有無等)	家族の安否・ 自宅の被害	避難先 連絡方法	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

生徒の保護者への引き渡し

(1) 引き渡し基準

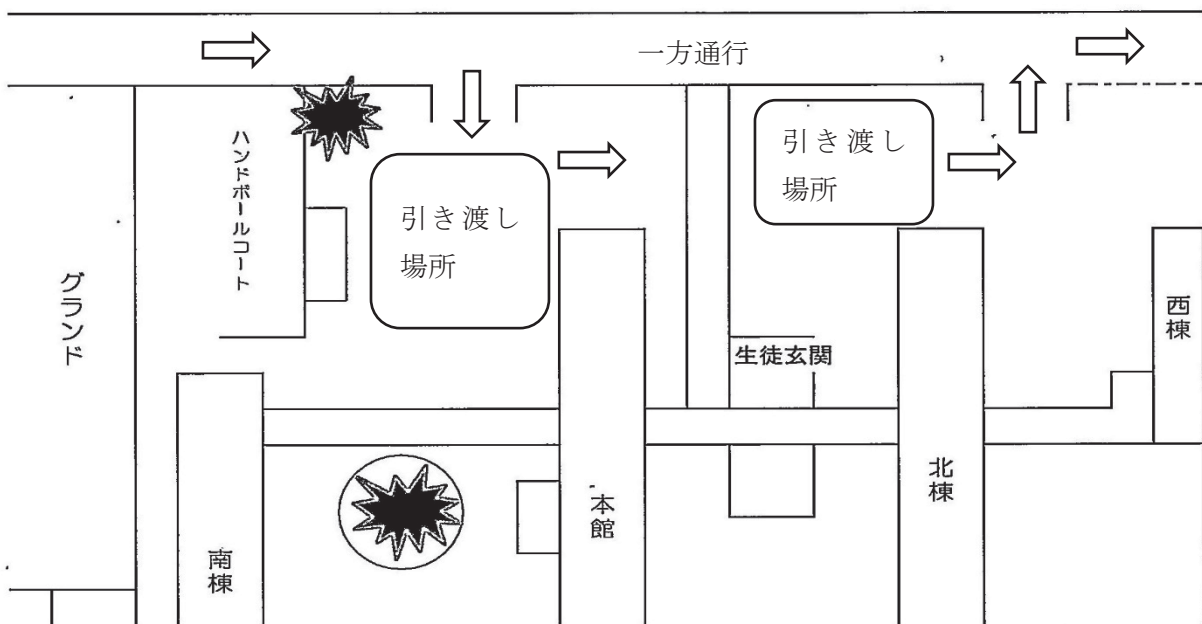
地震	震度5弱以上の地震	保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校に待機させる。
風水害	警報	解除されるまで下校させない。 保護者への引き渡しも行わない。
その他 (二次災害)	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、生徒を学校に待機させる。

(2) 保護者等への引渡し

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭 ・教務主任 ・生徒支援部)	<ul style="list-style-type: none"> *引渡し場所の決定 →学級担任に準備を指示 (各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断) *一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡 ・学校及び生徒の現状 (安否情報) ・引渡しを実施する旨、引渡し場所 ・保護者の安全最優先 (無理に来校しない) ※連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 *引渡し状況に関する情報の集約 *教育委員会への報告
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> *引渡し準備 (引渡し用名簿の準備) *生徒を引渡し場所へ移動 *到着した保護者から順次、引渡しを実施

引き渡し時誘導図



非常変災時における帰宅可能なJR及びバス時刻表

令和6年度版

終了時限	JR				バス													
	富山方面		下呂方面		下呂線		荘川・牧戸線		神岡・古川線		平湯線		白川郷線		国府・上宝線		朝日秋神線	
	古川	猪谷行	下呂	方面	久々野	下呂行	清見	牧戸行	古川	神岡行	平湯	白川郷	白川郷	平瀬	朝日	秋神行	乗車人数	乗車人数
終了時間	10名	4名	37名	0名	2名	0名	0名	3名	11名	2名	5名	0名	0名	7名	1名	0名		
SHR終了時	9:40		9:40	9:05		9:05			9:10		9:40	8:50						
1限目終了時	10:28		10:24			10:24			10:10		10:40	10:50						
2限目終了時		12:01		11:05		11:05	11:45		11:40		11:40	11:50						
3限目終了時	14:20			12:05		12:05			12:10		12:40							
4限目終了時		16:02		13:05		13:05	13:10		13:40		13:40	13:50						
5限目終了時	19:01		14:53	14:05		14:05			14:40		14:40	14:50						
6限目終了時		17:51		15:05		15:05	15:35		15:10		15:40							
SHR終了時	19:51		16:39	16:05		16:05	17:05		16:10		16:40	17:50						
		17:51	18:54	17:05		17:05	17:35		17:10		16:40	17:50						
		19:51	19:47	18:05		18:05	18:30		17:40		17:40	19:00						
		19:51	21:50	19:35		19:35	18:35		18:40		18:10	19:00						
注																		

注 網掛けは土日祝運休

生徒地区別一覧

*高山(中央)地区

	生徒数	寮生数
日枝	69	0
松倉	36	0
中山	53	0
東山	28	0
宮	12	0
久々野	9	0
朝日	3	0
国府	16	0
計	226	0

ホームページ

国土交通省【川の防災情報】飛騨北部で雨量・水位はわかります。

宮川・川上川・苔川・大八賀川・江名子川

幹線道路 R41

*高山西地区

	生徒数	寮生数
清見	3	0
荘川	3	0
白川	0	0
計	6	0

川上川

幹線道路 R158

*高山東地区

	生徒数	寮生数
丹生川	12	0
北稜	4	1
計	16	1

荒城川

幹線道路 R158

*飛騨市地区

	生徒数	寮生数
古川	17	0
神岡	2	0
計	19	0

宮川・荒城川・高原川・山田川

幹線道路 R41

*下呂市地区

	生徒数	寮生数
萩原南	10	
萩原北	6	
小坂	9	
下呂	5	5
竹原	5	1
金山	0	
馬瀬	0	
計	35	6

ホームページ

国土交通省【川の防災情報】飛騨南部で雨量・水位はわかります。

飛騨川・馬瀬川

幹線道路 R41

R158

*他地区

東白川	1	1
高鷲	1	1
三輪	1	1
笠原	1	(東山地区)
北部	1	(松倉地区)
海外	1	(下呂地区)
岐阜清流	1	1
白鳥	1	1
厚見	1	1
大和	1	1
坂下	1	(古川地区)
計	81	7

			土壌雨量指数
大雨警報	平坦地	80mm/3h	96
	平坦地以外	70mm/1h	
注意報	平坦地	50mm/3h	62
	平坦地以外	40mm/1h	

報道機関対応マニュアル

取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。また、場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切である。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないか等の誤解を生じさせないように、決して拒否的な態度はとらない。

ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。 ※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

(2) 誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は、管理職等（教頭）が窓口となり対応する。管理職等が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り管理職等から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

(2) 報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

【例】

- 校地内への立入り可能場所について
- 生徒等に対する取材の可否について
- 取材場所及び時間について
- 記者会見の予定について

(3) 取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議を行う。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っていて説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

(6) 教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等、支援を要請する。

(7) 記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。